

高松市子どもの貧困対策推進計画

～すべての子どもの幸せのために～

高 松 市

はじめに

現在、我が国は、本格的な人口減少社会を迎えており、人口動態統計によれば、2016年、2017年と2年連続で出生数が100万人を割り込むなど、近年、その傾向は顕著なものとなっております。このような時代において、未来を担う子どもたちは国の宝であり、社会全体でその健全な育成に取り組んでいくことが求められています。



このような中、2017年に厚生労働省から発表された「国民生活基礎調査」によれば、一定以下の所得の世帯で暮らす子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、13.9%となるなど、教育の機会が得られない子どもたちや、健やかな成長に必要な衣食住が確保されていない子どもたちが、数多くいるという現実が明らかになっております。

しかし、それぞれの家庭にどのような事情があろうとも、生まれ育った環境によって子どもの将来が閉ざされることがあってはなりません。また、子どもの貧困問題を放置することは、人口減少と相まって、人材・市場の縮小、社会保障費の増加など、社会的な損失の拡大につながると考えられます。

このようなことを踏まえ、本市では、未来をつくる力である子どもを社会全体で育んでいくという認識の下、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

この計画では、「教育の支援」「生活の支援」「就労・経済的な支援」「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱とし、国や県、民間企業、地域団体等の皆様と連携を図りながら、子どもの視点に立った各種の貧困対策事業に取り組んでいくこととしております。

今後は、本計画の基本理念に掲げる「すべての子どもが、その生まれ育った環境に左右されず、家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢や希望を持って健やかに成長していける社会の実現」に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました、高松市子ども・子育て支援会議貧困対策部会の委員皆様を始め、多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

高松市長 大西 秀人

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 高松市の子どもの貧困の現状	4
1 子どもの貧困の状況	4
（1）子どもの貧困	4
（2）住民アンケート	4
（3）支援者ヒアリング	1 4
2 子どもの貧困に関する指標	1 8
第3章 子どもの貧困に関する課題	1 9
1 教育に関する課題	1 9
2 生活に関する課題	1 9
3 就労・経済状況に関する課題	1 9
4 制度利用・相談に関する課題	2 0
第4章 計画の基本的な考え方	2 1
1 基本理念	2 1
2 基本的な視点	2 1
3 施策の体系	2 3
第5章 具体的な取組内容	2 4
1 教育の支援	2 4
（1）学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	2 4
（2）教育の機会均等の推進	2 6
2 生活の支援	2 9
（1）保護者の生活支援	2 9
（2）子どもの生活支援	3 2
（3）その他の支援	3 4
3 就労・経済的な支援	3 6
（1）保護者に対する就労支援	3 6
（2）子どもに対する就労支援	3 7
（3）経済的な支援	3 7

4	制度利用・相談の支援・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
(1)	円滑な制度利用への支援・・・・・・・・	4 0
(2)	相談体制の充実・・・・・・・・	4 1
5	新規事業・・・・・・・・	4 4
第6章	計画の推進・・・・・・・・	4 5
1	計画の推進体制・・・・・・・・	4 5
(1)	全庁横断的な推進体制・・・・・・・・	4 5
(2)	地域連携による推進体制・・・・・・・・	4 5
2	計画の進行管理・・・・・・・・	4 5
3	計画の目標値・・・・・・・・	4 6
資料編		
1	関係法令等・・・・・・・・	4 7
(1)	子どもの貧困対策の推進に関する法律・・・・・・・・	4 7
(2)	子供の貧困対策に関する大綱・・・・・・・・	5 0
2	香川県子どもの未来応援アンケート調査・・・・・・・・	6 9
(1)	住民アンケート調査結果（高松市分）・・・・・・・・	6 9

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、24年の日本の子どもの貧困率は16.3%で、OECD加盟34か国中25位（2010年）であるということが明らかになりました。その後、29年に新たに公表された同調査では、子どもの貧困率は13.9%と、過去最悪だった24年から2.4ポイント下がり、12年ぶりに改善したものの、依然として日本の子どもの7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

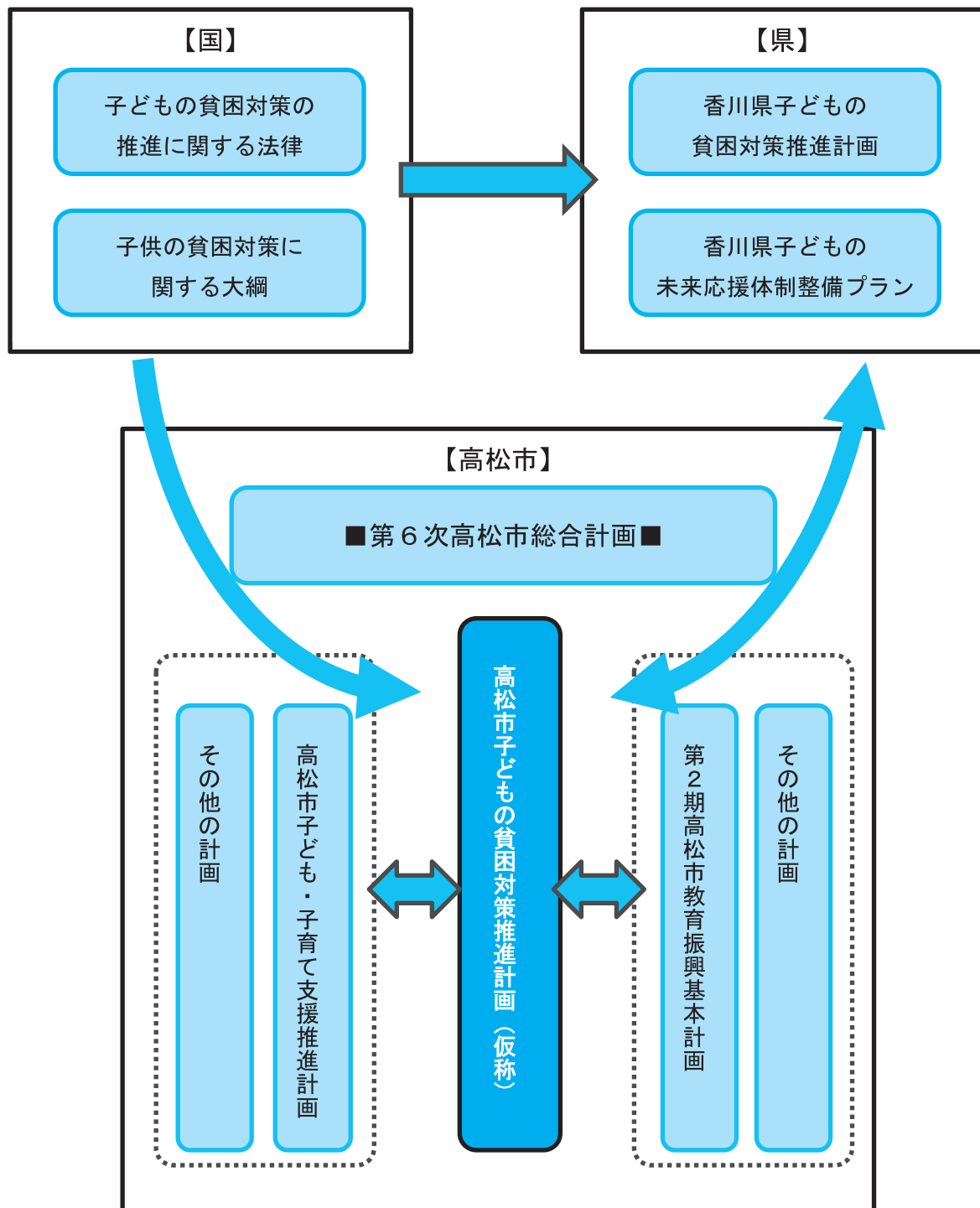
このような状況を踏まえ、国においては、平成25年6月、議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立するとともに、これを受け、26年8月に、基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

この法律において、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県の努力義務とされたことから、香川県においては、27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。また、県は、この計画に基づいて子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、28年9月に「香川県子どもの未来応援アンケート調査」を実施し、この調査において明らかになった、県内の子どもの貧困に関する課題や支援制度の問題点を踏まえ、より効果的な支援体制の構築に向けた具体的な方向性を明確にするため、29年3月に「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」を策定しています。

このような中、法律上、市町村には計画の策定義務はないものの、本市の未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本市においても、自主的に「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、本市が子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、県の計画及びプランと連携を図りながら、第6次高松市総合計画のもと、高松市子ども・子育て支援推進計画、高松市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



3 計画の期間

計画期間は、平成30（2018）年度から2022年度までの5年間とし、法律・大綱の改正や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2章 高松市の子どもの貧困の現状

1 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困

法律及び大綱では「子どもの貧困」について定義されていませんが、本計画においては、主に生活困難世帯（詳細は、P 5 「a 生活困難世帯の定義」を参照）に属する子どもが、生活に必要な物あるいは環境を欠き、文化的・社会的体験の不足を生じることにより、成長・学習に悪影響を来とし、これが世代を超えて連鎖する危険性がある問題だととらえています。

(2) 住民アンケート

ア 調査の概要

本市における現状を把握するため、平成28年9月に実施された「香川県子どもの未来応援アンケート調査」のうち高松市部分を抽出し、分析を行いました。

- ・調査対象： 市内の小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者3,052名
(各学年の児童・生徒数の25%を抽出)
- ・調査時期： 平成28年9月7日～9月23日
- ・調査方法： 住民基本台帳を基に無作為抽出、郵送による配付・回収
- ・回答状況： 有効回答数1,629件（有効回答率53.4%）
- ・調査内容：
 - 1 子どもの生活状況について
 - 2 学習環境等について
 - 3 世帯の状況について
 - 4 支援制度の利用状況・相談状況等について

なお、図表を見る際の留意点は次のとおりです。

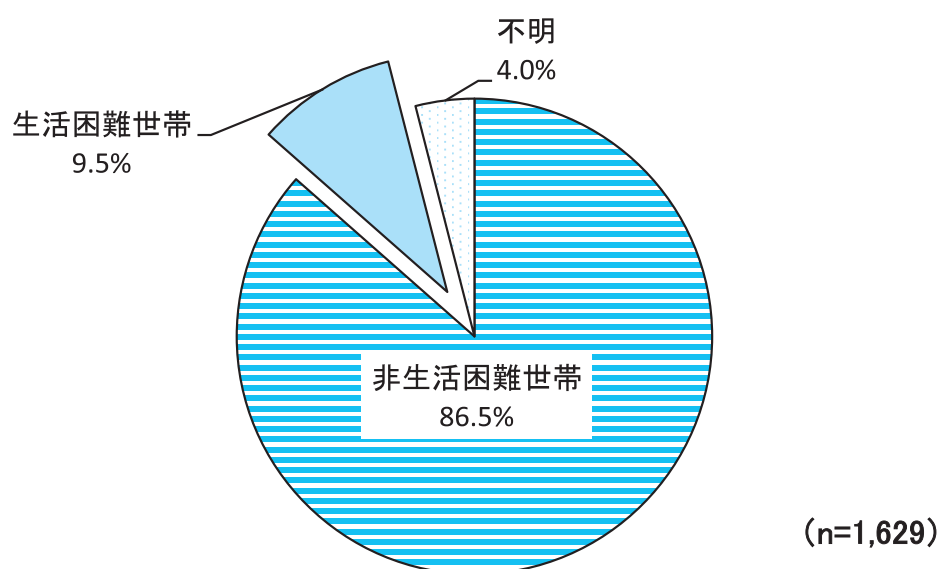
- ・図表中の「n」は、回答者総数又は区分別の回答者数を示しています。
- ・比率は、nを100%として百分率で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのために、百分率の合計が100%にならないことがあります。また、2つ以上の選択肢を合計して表している比率については、各選択肢の回答者数の合計を基に算出しているため、選択肢個々の回答比率の合計とは、必ずしも同じにならない場合があります。
- ・質問文の中に複数回答が可能な質問がありますが、その場合、回答の合計は調査数を上回ることがあります。
- ・図表中の選択肢表記について、語句を短縮・簡略化している場合があります。また、本調査では、世帯の経済状況等に応じた詳細な分析を行うため、回答者を「生活困難世帯」、「非生活困難世帯」の2区分に分けて、集計・分析を行っています。

イ 調査結果

(ア) 生活困難世帯の状況

a 生活困難世帯の定義

世帯の年間収入（就労収入のほか、すべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」としました。122万円は、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準、いわゆる「貧困線」です。

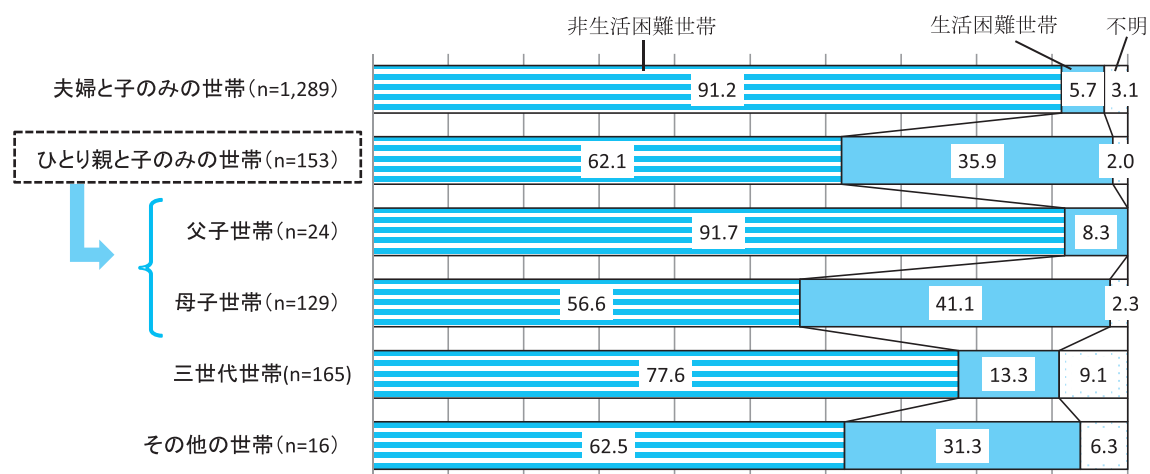


今回の調査では、全体（1,629世帯）のうち、「非生活困難世帯」が86.5%（1,409世帯）、「生活困難世帯」が9.5%（155世帯）でした。

b 世帯の属性別に見た「生活困難」の状況

世帯の属性別に「非生活困難世帯」、「生活困難世帯」の割合をみると、次のようになります。

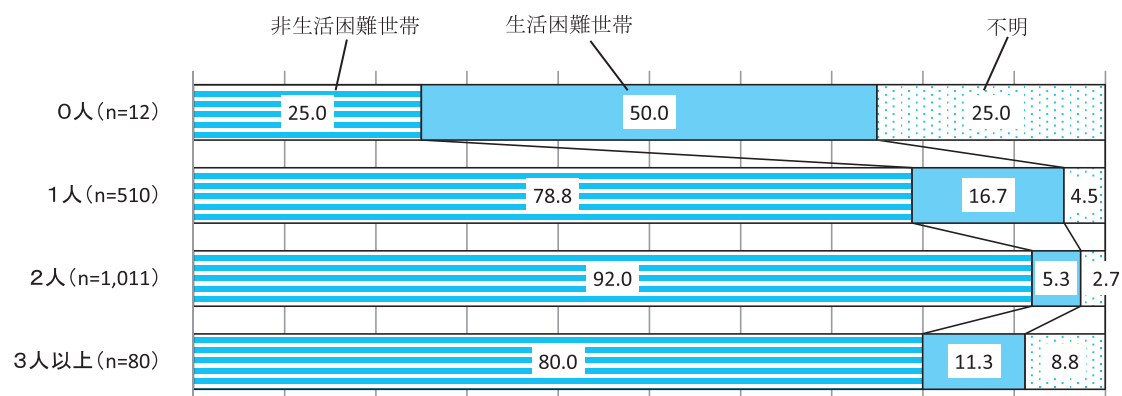
(a) 家族構成別



家族構成別に「生活困難世帯」の割合をみると、「夫婦と子のみの世帯」では5.7%ですが、「ひとり親と子のみの世帯」では35.9%となっています。

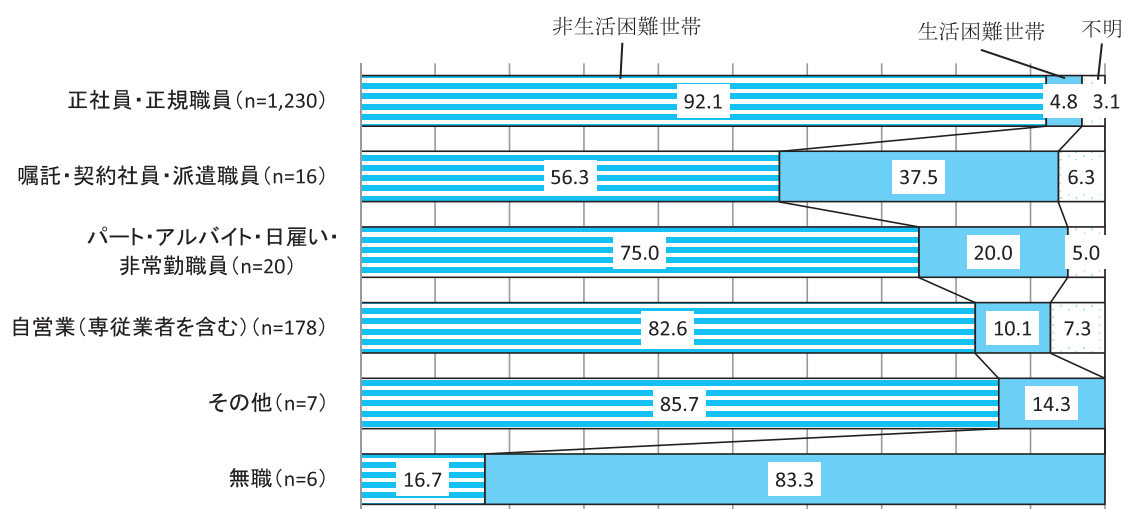
さらに、「ひとり親と子のみの世帯」を「父子世帯」、「母子世帯」に分けてみると、「母子世帯」では41.1%が「生活困難世帯」となっています。

(b) 世帯内の就労人数別

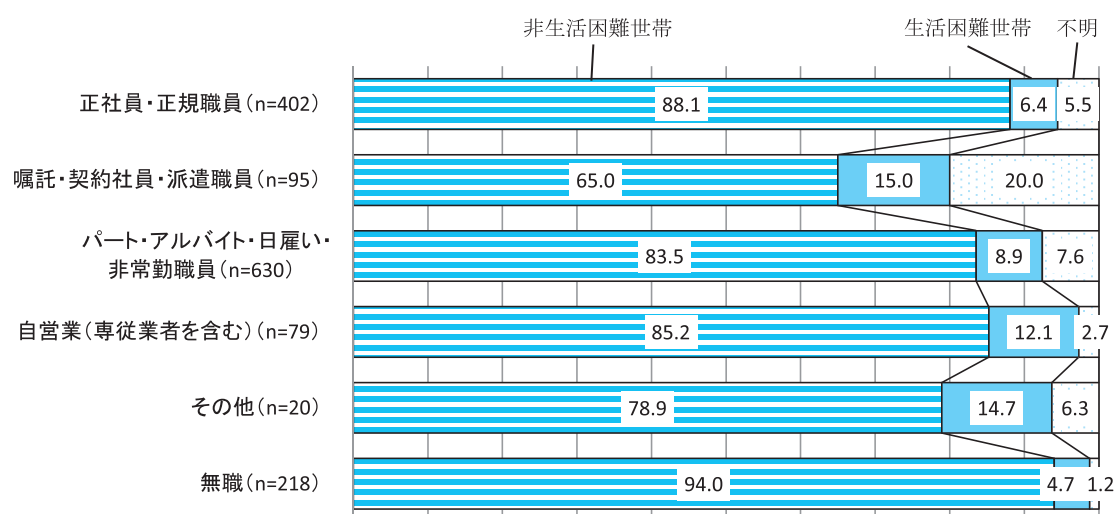


世帯内の就労人数別に「生活困難世帯」の割合をみると、就労人数が「0人」の世帯では50.0%、「1人」の世帯では16.7%となっています。

(c) 父親（又は父親に代わる方）の就労状況別



(d) 母親（又は母親に代わる方）の就労状況別



父親（又は父親に代わる方）の就労状況別に「生活困難世帯」の割合をみると、「無職」が83.3%と最も高く、ついで「嘱託・契約社員・派遣職員」が37.5%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が20.0%となっている一方、「正社員・正規職員」は4.8%となっており、その割合に大きな差がみられます。

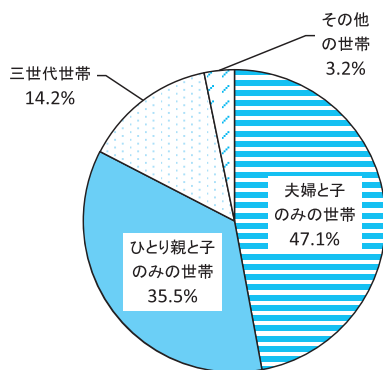
母親（又は母親に代わる方）の就労状況別では、「生活困難世帯」の割合は、どの就労形態でも5%から15%程度となっており、父親（又は父親に代わる方）の就労状況別ほどの差はみられません。

c 「生活困難世帯」の属性と収入の状況

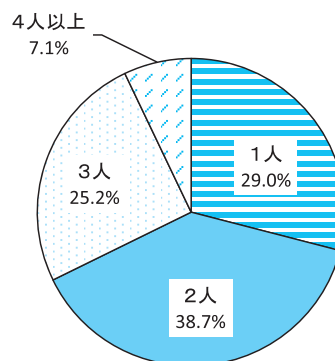
(a) 「生活困難世帯」(155世帯)の属性の分析

「生活困難世帯」(155世帯)の属性を分析すると、次のようになります。

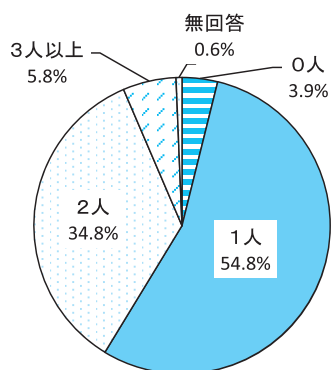
i 家族構成



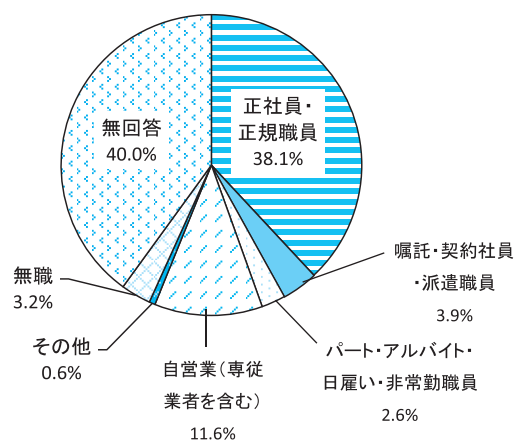
ii 子どもの人数



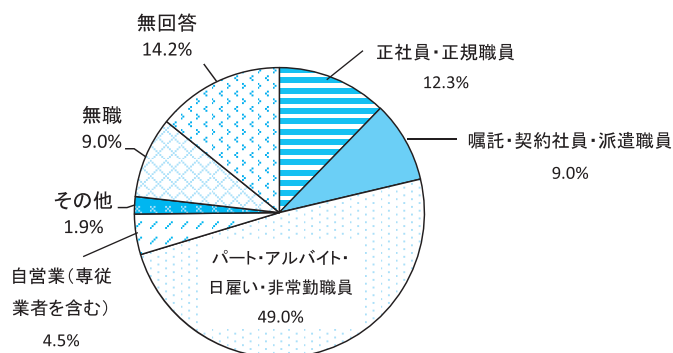
iii 世帯内の就労人数



iv 父親(又は父親に代わる方)の就労状況



v 母親(又は母親に代わる方)の就労状況



家族構成でみると、生活困難世帯は「夫婦と子のみの世帯」が47.1%と、ほぼ半数を占めています。

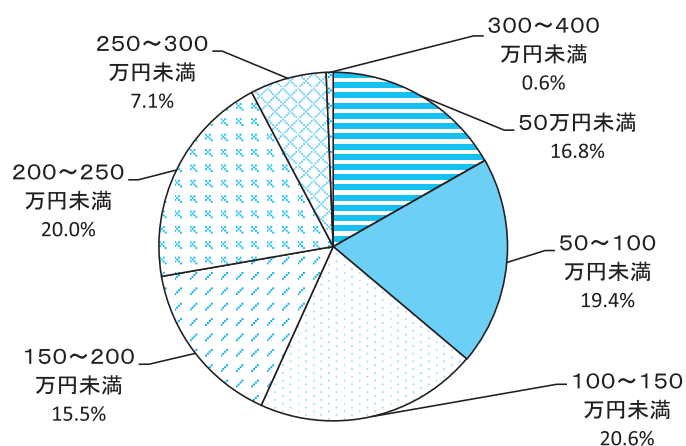
また、世帯内の就労人数は「1人」が54.8%と最も多くなっていますが、「2人」も34.8%と、3分の1以上を占めています。

また、父親・母親（又は父親・母親に代わる方）の就労状況についても、「正社員・正規職員」が一定割合認められます。

(b) 「生活困難世帯」（155世帯）の収入状況及び回答者全体に対しての分布

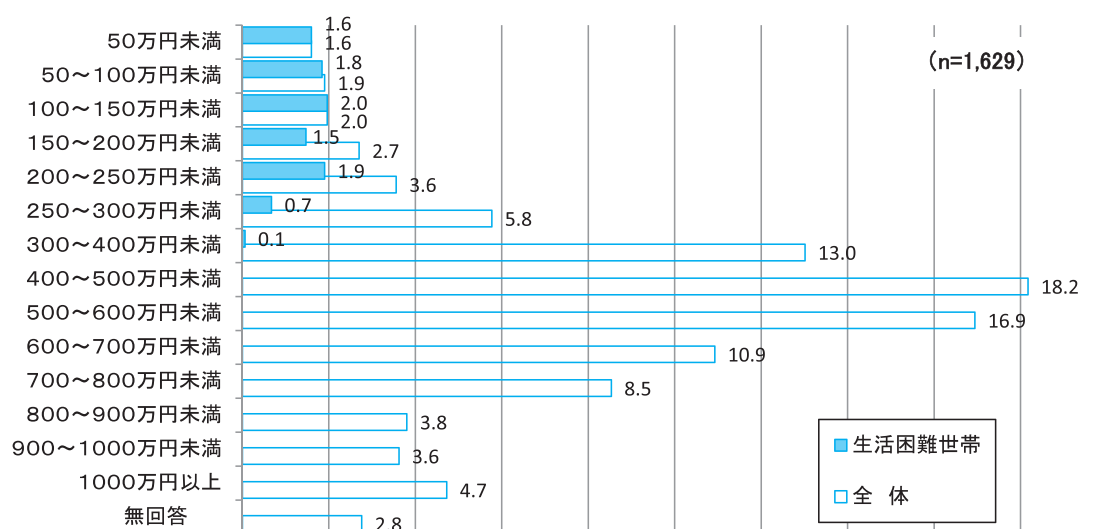
「生活困難世帯」（155世帯）の収入状況及び回答者全体に対しての分布は、次のとおりです。

i 収入の状況



「生活困難世帯」における収入状況は、「50万円未満」、「50～100万円未満」、「100～150万円未満」、「150～200万円未満」、「200～250万円未満」の5つの区分が、それぞれ20%前後の割合で存在します。

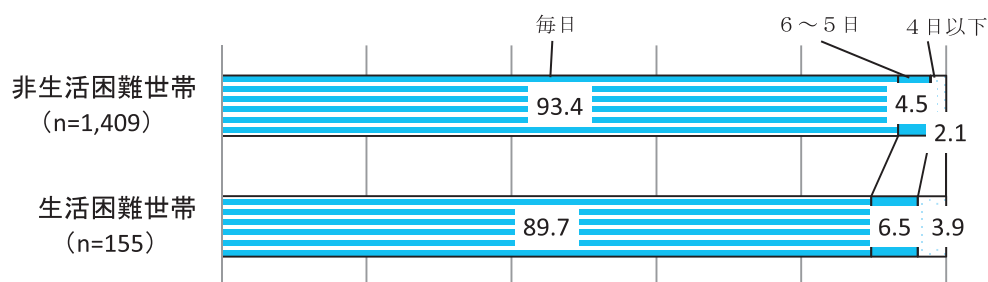
ii 収入の状況（全体に対しての分布）



「生活困難世帯」の収入状況の分布は、すべて400万円未満となっており、全体と比較すると大きな差があります。

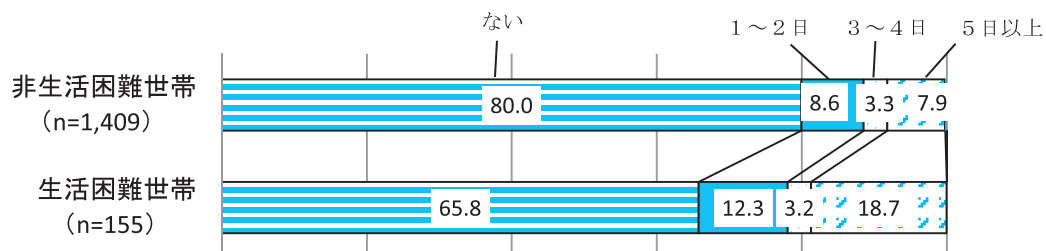
d 非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

(a) 1週間のうち、朝食を用意する頻度



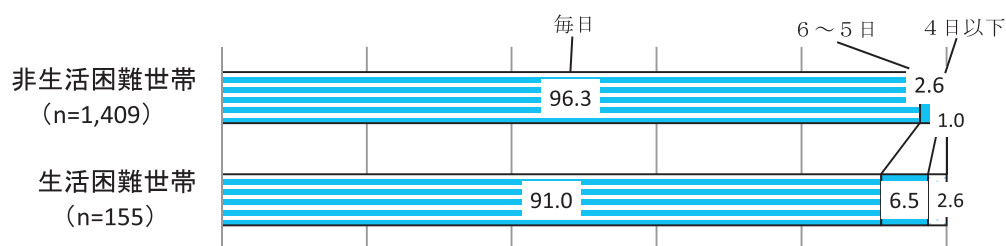
「週に4日以下」は非生活困難世帯で2.1%、生活困難世帯で3.9%となっています。

(b) 1週間のうち、子どもだけで夕食を食べる頻度



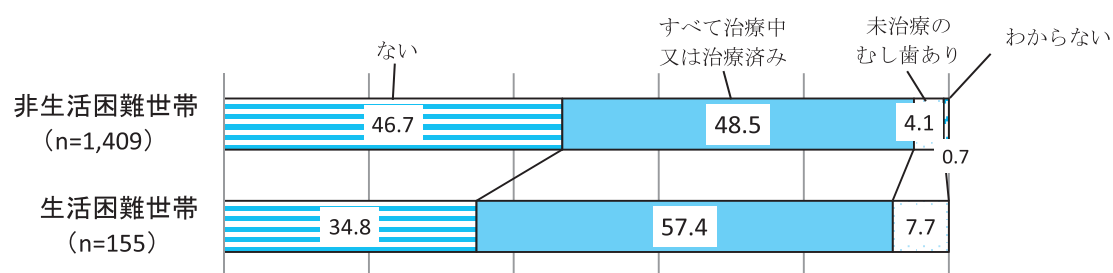
「週に5日以上」は非生活困難世帯で7.9%、生活困難世帯で18.7%となっています。

(c) 1週間のうち、お風呂に入る頻度



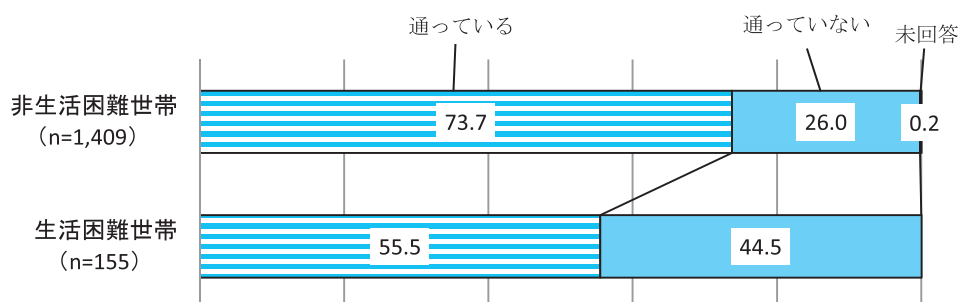
「週に4日以下」は非生活困難世帯で1.0%、生活困難世帯で2.6%となっています。

(d) むし歯の状況



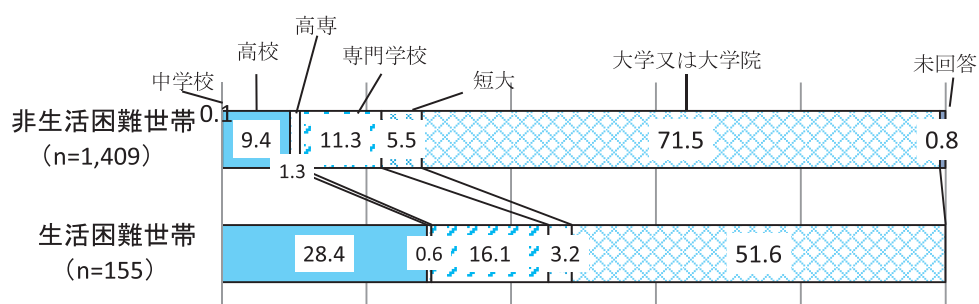
「未治療のむし歯あり」又は「わからない」は、非生活困難世帯で4.8%、生活困難世帯で7.7%となっています。

(e) 学習塾・習い事



「通っていない」は非生活困難世帯で26.0%、生活困難世帯で44.5%となっています。

(f) 将来どの学校まで進学させたいか



「大学又は大学院」は非生活困難世帯で71.5%、生活困難世帯で51.6%となっています。

e 子育てをするうえで、不安に感じていることや悩んでいること

全体でみると、上位3項目は①子どもの進学、受験（44.6%）、②子どもの教育費（42.4%）、③子どもに対するしつけ（42.0%）となっています。

※網掛けは上位3項目

上段／回答数(件) 下段／構成比(%)		全 体	子どもに 対するし つけ	生活習慣 (あいさ つ、規則 正しい生 活など)	子どもが 勉強しな い または 成績が悪 い	子どもの 進学、受 験	子どもの 将来の就 職	子どもの 友人関係	子どもの 教育費	子どもの 身体が発 育や病気 、健康状 態	子どもの 非行や問 題行動	子どもに 十分な食 事や栄養 を与えるこ とができな い	家族が子 育てにあ まり協力し てくれない	家族と子 育てのこ とで、意見が 合わない	子どものこ とで、相談 する相手 がいない	その他	悩みはな い	無回答
全体		1,629	684	404	397	726	548	466	691	277	132	16	66	67	45	80	141	6
		100.0	42.0	24.8	24.4	44.6	33.6	28.6	42.4	17.0	8.1	1.0	4.1	4.1	2.8	4.9	8.7	0.4
生活困難 状況別	非生活困難世帯	1,409	585	345	325	627	469	406	585	225	112	8	61	59	30	69	125	5
		100.0	41.5	24.5	23.1	44.5	33.3	28.8	41.5	16.0	7.9	0.6	4.3	4.2	2.1	4.9	8.9	0.4
	生活困難世帯	155	66	39	53	74	60	45	91	40	15	8	4	6	13	8	6	-
		100.0	42.6	25.2	34.2	47.7	38.7	29.0	58.7	25.8	9.7	5.2	2.6	3.9	8.4	5.2	3.9	-

「非生活困難世帯」と「生活困難世帯」の区別でみると、上位3項目は同じですが、その順位に差がみられ、生活困難世帯では「子どもの教育費」が最も高く、58.7%となっています。

また、「子どもが勉強しない、または成績が悪い」、「子どもの身体が発育や病気、健康状態」、「子どもに十分な食事や栄養を与えることができない」、「子どものことで、相談する相手がない」といった悩みを抱える人の割合は、非生活困難世帯に比べ生活困難世帯で高くなっています。

f 子育ての不安や悩みの相談先

全体でみると、上位3項目は①家族、親族（88.6%）、②友人、知人、職場関係者（71.9%）、③幼稚園や保育所等の先生、学校の先生やスクールカウンセラー等（37.8%）となっています。

※網掛けは上位3項目

上段／回答数(件) 下段／構成比(%)		全 体	家族、親 族	友人、知 人、職場 関係者	幼稚園や 保育所等 の先生、 学校の先 生やス クールカ ウンセー 等	地域の民 生委員、 児童委 員、児童 館等	市役所、 町役場、 福祉事務 所、児童 相談所の 相談窓口	民間団体 やボラン ティア、電 話相談	医療機関 の医師や 看護師	インター ネットのサ イト	その他	誰にも相 談したくない	無回答
全体		1,629	1,444	1,172	615	11	67	19	140	147	14	33	3
		100.0	88.6	71.9	37.8	0.7	4.1	1.2	8.6	9.0	0.9	2.0	0.2
生活困難 状況別	非生活困難世帯	1,409	1,271	1,031	540	10	50	16	120	125	13	19	3
		100.0	90.2	73.2	38.3	0.7	3.5	1.1	8.5	8.9	0.9	1.3	0.2
	生活困難世帯	155	113	105	45	-	12	1	15	17	1	11	-
		100.0	72.9	67.7	29.0	-	7.7	0.6	9.7	11.0	0.6	7.1	-

不安や悩みの相談先は、「家族、親族」、「友人、知人、職場関係者」といった身近な人たちであり、公的相談機関や民間の相談窓口を選択した人は、上位3項目と比べると低い割合でした。

加えて、生活困難世帯では、「家族、親族」などの身近な人たちに相談する割合自体が、非生活困難世帯に比べて低くなっているほか、「市役所、町役場、福祉事務所、児童相談所の相談窓口」を相談先として回答した人の割合と、「誰にも相談したくない」人の割合は、非生活困難世帯より高くなっています。

g 子育てをするうえで必要・重要だと思う施策

※網掛けは上位5項目

上段／回答数(件) 下段／構成比(%)		全 体	子どものこと や生活のことなど、 悩みごとを相談できること	民生委員、児童 委員、地域の人 たちから支援を受けること	就職のための支援 が受けられること	住宅をさがすための 支援を受けられたり、 住宅費を軽減されること	病気や障害のこと などについて専門的 な支援を受けられること	病気や出産、事故 などの事情があった ときに、一時的に 子どもを預けられること	子どもの就学にか かる費用が軽減さ れること	一時的に必要な 資金を借りられる こと	その他	支援は必要 ない	無回答
全体		1,629	729	189	397	224	477	600	1,216	270	95	35	21
		100.0	44.8	11.6	24.4	13.8	29.3	36.8	74.6	16.6	5.8	2.1	1.3
生活困難 状況別	非生活困難世帯	1,409	630	159	337	174	410	525	1,040	217	84	33	16
		100.0	44.7	11.3	23.9	12.3	29.1	37.3	73.8	15.4	6.0	2.3	1.1
	生活困難世帯	155	72	20	46	35	42	55	135	42	8	2	5
		100.0	46.5	12.9	29.7	22.6	27.1	35.5	87.1	27.1	5.2	1.3	3.2

子育てをするうえで必要・重要だと思う施策については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が非生活困難世帯・生活困難世帯ともに最も高く、その割合は突出しています。

また、上位5項目の順位は非生活困難世帯・生活困難世帯ともに同じですが、生活困難世帯では「病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること」と「一時的に必要な資金を借りられること」が27.1%で5位タイとなっています。

(3) 支援者ヒアリング

ア 調査の概要

支援者ヒアリングについては市町別の集計がないため、以下、「香川県子どもの未来
応援アンケート調査報告書（概要版）」を引用します。

- ・調査対象： 子どもや保護者の相談・支援に携わる機関120機関
保育所・幼稚園、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、
教育支援機関、高等学校（定時制・通信制）、母子・父子自立支援員、
福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、
社会福祉協議会、NPO法人
- ・調査時期： 平成28年9月2日～9月28日
- ・調査方法： 郵送による配付・回収
- ・回答状況： 有効回答数100件（有効回答率83.3%）
- ・調査内容：
 - 1 相談状況について
 - 2 相談の背景に貧困を伴うと考えられる案件について
 - 3 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯について
 - 4 子どもの貧困対策にかかる支援制度について
 - 5 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯の具体的事例について

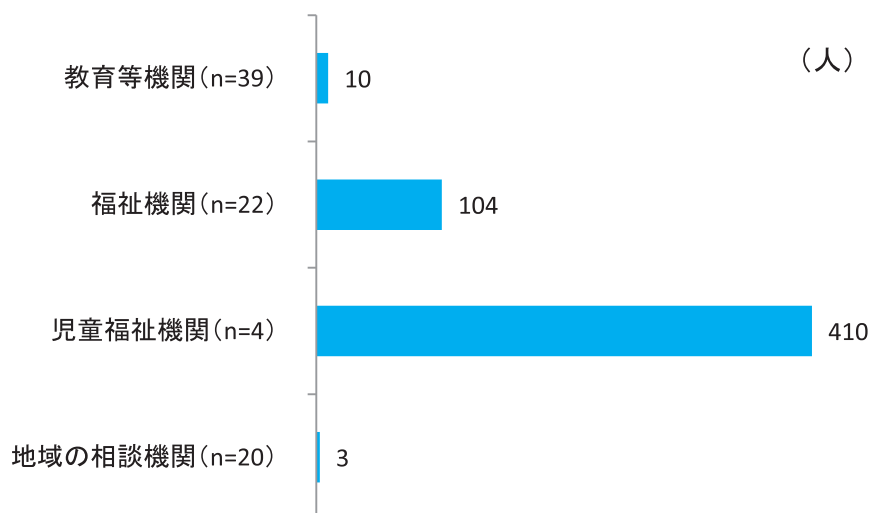
イ 調査結果

本調査では、調査対象機関を次の区分に分けて集計・分析しています。

機関区分	相談・支援機関
教育等機関	保育所・幼稚園、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、 教育支援機関、高等学校（定時制・通信制）
福祉機関	福祉事務所（生活保護担当）、母子・父子自立支援員
児童福祉機関	児童相談所、児童福祉施設
地域の相談機関	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人

(ア) 子どものいる貧困世帯からの、おおよその相談人数（年平均値）

子どものいる世帯からの相談人数の年平均値（おおよその数）は次のようになります。



「児童福祉機関」では、子どもの貧困問題に関与する機会が非常に多くあります。

(イ) 世帯が経済的に困窮している要因（上位5項目）

ひとり親	65.0%
不就労	60.0%
病気	45.0%
非正規雇用	39.0%
障害	32.0%

(n = 100)

世帯が経済的に困窮している主な要因としては、「ひとり親」（65.0%）、「不就労」（60.0%）「病気」（45.0%）が多く挙げられています。

(ウ) 多く見られる困難な状況（上位5項目）

学力不足	59.0%
不登校	55.0%
不衛生	39.0%
食育不全	31.0%
虐待	30.0%

(n = 100)

子どものいる世帯に多く見られる困難な状況については、「学力不足」（59.0%）、「不登校」（55.0%）が多くなっています。

(エ) 他機関と連携する際の問題点、支援する際の問題点

他機関と連携する際の問題点及び支援する際の問題点として挙げられたものについて、
 <情報共有> <連携体制・役割分担> <その他支援する側の問題> <支援を受ける側の問題>の4つの区分に分類し、取りまとめました。

<情報共有>

- ・個人情報の保護との関連で他機関と十分に情報共有することが困難
- ・情報提供を行ったにもかかわらず、その後の状況が知らされない

<連携体制・役割分担>

- ・連携意識が希薄
- ・他機関に対する認識や理解が不十分
- ・責任の所在が不明確
- ・役割分担が難しい

<その他支援する側の問題>

- ・支援施策に精通した人材が必要
- ・継続支援が困難

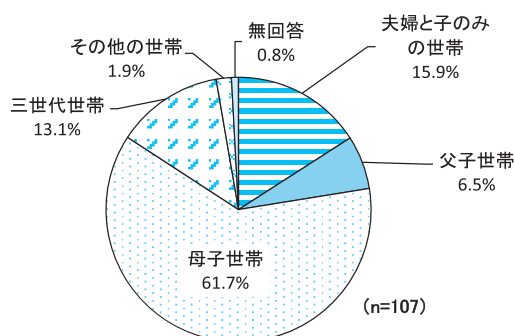
<支援を受ける側の問題>

- ・保護者の認識や理解が不十分
- ・支援の拒否
- ・問題の多重化・複雑化

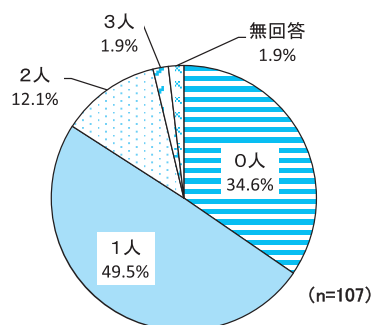
(オ) 具体的事例（107件）について

背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯の具体的事例について、各機関から、計107件の具体的事例が挙げられました。それらの世帯状況等については、次のとおりです。

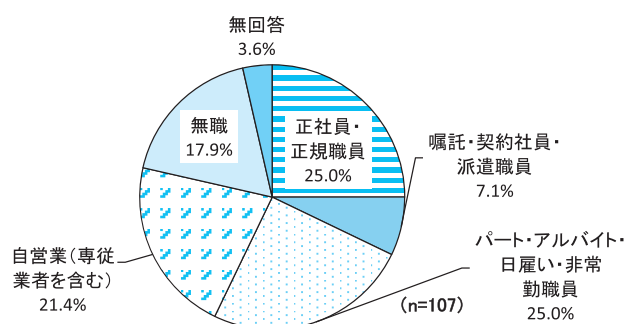
a 家族構成



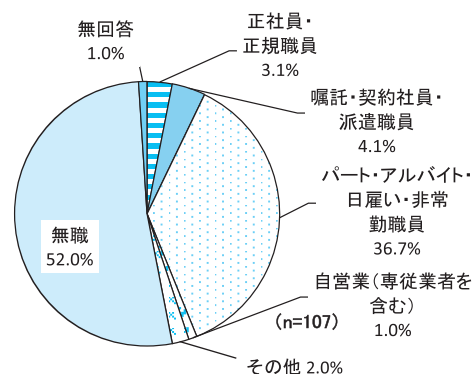
b 世帯内の就労人数



c 父親（又は父親に代わる方）の就労状況



d 母親（又は母親に代わる方）の就労状況



具体的事例中に多くみられた子どもに関する困難な状況は、次のとおりです。

不登校	36件
虐待・ネグレクト	26件
学力不足	23件
食育不全	21件等

それぞれの事例においては、経済的困窮に付随して、非常に多くの困難な状況が重なっていることが特徴的でした。

施策活用後の改善状況において「一定の成果がみられる」とされている事例は、関連機関との連携が十分に行われている事例、複数の支援施策を有効に活用している事例がほとんどです。

経済的に困窮している世帯が抱える複雑な状況を十分に把握したうえで、経済的困窮の背景にある問題の本質を見抜き、それに対して適切な支援を多方面から継続して行うことが、より効果的な支援につながるものと考えられます。

2 子どもの貧困に関する指標

大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、25の指標を設定しています。本市においても、可能な範囲で同じ指標の数値を算出しており、その数値は次のとおりです。

No.	指 標	国		高松市	
		数 値	備 考	数 値	備 考
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8%	平成25年4月1日現在	85.5%	H28.4.1現在
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%	平成25年度現在	2.3%	H27.4.1～H28.3.31
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9%	平成25年4月1日現在	21.2%	H28.4.1現在
4	生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	2.5%		0.0%	
5	生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後)	46.1%		50.0%	
6	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6%	平成25年5月1日現在	100%	
7	児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	2.1%		0%	
8	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6%		0%	
9	児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	69.8%		100%	
10	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3%	平成23年度全国母子世帯等調査	—	
11	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9%	平成23年度全国母子世帯等調査 (特別集計)	—	
12	ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)	0.8%		—	
13	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6%		—	
14	ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)	33.0%		—	
15	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人	平成25年度現在	12人	H29年度
16	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6%	平成24年度現在 ※その他教育委員会等に1,534箇所配置	100%	H29.4.1現在
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4%		100%	
18	就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%	平成25年度現在	100%	
19	就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%		100%	
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0%	平成25年度実績	—	
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		—	
22	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	80.6%	平成23年度全国母子世帯等調査	—	
23	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	91.3%		—	
24	子供の貧困率	16.3%	平成25年国民生活基礎調査	—	
25	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%		—	

※「-」は当該データのもととなる集計を行っていないもの

第3章 子どもの貧困に関する課題

平成28年に県が実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」の結果や、高松市子ども・子育て支援会議での意見から把握された、本市における貧困状態にある子どもや家庭が抱える複合的な課題について、次のとおり整理しました。

1 教育に関する課題

学校以外の学びの場となる学習塾や習い事に通う割合が低かったり、子どもの成績が心配ではあるものの、保護者が勉強を見てあげる時間が取れないなど、生活に困窮している世帯ほど、教育に係る環境が整っていない傾向があります。また、経済的な理由から、希望する進学の手が閉ざされたり、十分な学習習慣や基礎的な学力を身につけることができないまま社会に出なければならなくなることもあり、不登校や引きこもりにつながる可能性もあります。

このような課題に対応するためには、子どもが確かな学力を身につけられるよう、幼少期から発達段階に応じた学びの場が確保されること、また、家庭や保護者の状況にかかわらず、子どもが安心して自身が望む教育を受ける機会を保障されることが重要であり、行政や地域による適切な支援が行われる必要があります。

2 生活に関する課題

経済的な困窮から、保護者が仕事や家事に追われたり、精神的な余裕がなかったりするために、生活困難世帯では、子どもと保護者がともに過ごす時間が短くなるなど、コミュニケーションが不足することがあります。このような場合、子どもは保護者から基本的な生活規範を学ぶことができないほか、一人で過ごす時間が増え、孤食や栄養の偏りにつながったり、就寝・起床時間が不規則になるなど、生活リズムに乱れが生じる恐れがあります。

このような課題に対応するためには、保護者へ適切なサポートを行うことにより、時間と心にゆとりを持てるようにし、保護者と子どもの良好な関係構築や生活の安定を図る必要があります。

また、子どもの健やかな発育や発達のために食事や栄養に関する支援に取り組むほか、保護者に代わって必要な家庭教育を行うとともに、子どもが社会生活を営む上で必要な力を身につけられるよう、多様な世代の人たちと触れ合い、様々な経験を積むことができるような取組を行うことが重要です。

3 就労・経済状況に関する課題

生活困難世帯の割合は、ひとり親、特に母子世帯で高く、その就労形態も非正規雇用が多くなっています。ひとり親の家庭では、仕事をしながら子育てをする必要があるためにフルタイムでの就労が困難であるほか、離婚時の取り決めが明確でないために、養

育費がきちんと支払われていないことなどがあり、結果として世帯収入が少なくなるという傾向があります。

また、ひとり親でない場合でも、子どもの預け先が確保できない場合や、保護者の病気や障がいなどのために希望する仕事につけないことがあるほか、保護者自身の金銭管理が十分でないことから、計画的な支払いや貯蓄ができないことなどがあり、生活が困窮するケースがあります。

このような課題を解決するためには、生活が困窮している家庭への各種手当や減免制度を充実させるほか、保護者が安心して働ける保育環境を整備する必要があります。また、個々の世帯の状況に応じた仕事のあっせんや保護者が希望する仕事につけるような学びの機会の提供のほか、離婚時の養育費の取り決めや家計管理について、適切な指導を行うことが重要です。

4 制度利用・相談に関する課題

生活が困窮している世帯は、そうでない世帯と比較して、子育ての不安や悩みについて親族や知人に相談することが少なく、そもそも誰にも相談したくないと考える割合が高くなるなど、周囲から孤立している傾向があります。また、就学援助や各種手当、相談などの公的なサービスについての情報が不足していることから、経済的にも精神的にも適切なサポートを受けられず、困窮状態から抜け出しにくくなっていることがあります。

このような課題を解決するためには、様々なツールを用いて分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談しやすい体制の構築に努めるほか、相談に来ない・来ることができない世帯に対しては、外から積極的にかかわっていく仕組みづくりが必要となります。

さらに、貧困問題は複合的な要素が絡むことが多いため、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、切れ目のないきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもが、その生まれ育った環境に左右されず、
家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢や希望を持って
健やかに成長していける社会の実現

2 基本的な視点

子どもの貧困問題は、様々な課題が複合的に絡み合っていることが多いため、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たっては、次の7つの基本的な視点に留意することとします。

(1) 第一に子どもに視点を置く

子どもの貧困問題は、生活困窮世帯で生活する子どもの問題であることから、貧困対策の取組は保護者や世帯に対して行われるものも多くあります。しかし、子どもの貧困対策は、その生活や成長を権利として保障する観点から、一般的な子育て支援施策をベースとし、第一に子どもに視点を置いて実施されるよう配慮する必要があります。

(2) 子どもの貧困の実態を適切に把握する

子どもの養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子どもの貧困の実態は見えにくく、とらえづらいとされています。そのため、子どもの貧困に関して実態把握に努め、対策に生かしていくことが重要です。

(3) 緊急度の高い子どもを優先する

生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子ども、児童養護施設の退所児童など、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子どもについて、子どもの貧困対策の観点からも適切な支援を行う必要があります。

(4) 差別や偏見を助長しないよう留意する

生活困窮世帯の子どもなど、支援が必要な対象を的確にとらえたうえで施策を実施することは重要ですが、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することがないよう、十分配慮することが必要です。

(5) 継続的に取り組む

子どもの貧困に対して特に即効性のある事業があるとは言えず、継続的・中長期的な支援が中心となります。また、厳しい財政状況も踏まえながら、景気だけに頼らない持続可能な取組を行っていく必要があります。

(6) 地域・民間の活力を活用する

貧困の状況にある子どもは社会的に孤立する傾向があることから、周辺住民によるボランティアや民間のノウハウなどを活用し、地域社会への参加の機会を確保するなど、地域の実情を踏まえた柔軟な施策に取り組むことが重要です。

(7) 様々な機関等と連携・協力を図る

貧困対策の取組を効果的なものとし、子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるようにするためには、様々な組織による連携・協力が不可欠となります。そのため、市の組織だけでなく、国や県、その他の自治体、民間企業、地域団体等ともネットワークを構築し、協力して子どもの貧困対策を展開していく必要があります。

3 施策の体系

施策体系図

施策の柱	施策の方向性	施策の推進内容
1 教育の支援	(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	① 学校教育による学力の保障 ② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ③ 学校と地域の連携推進 ④ キャリア教育の推進
	(2) 教育の機会均等の推進	① 幼児教育の無償化推進と質の向上 ② 義務教育段階の就学支援の充実 ③ 大学等進学に対する教育機会の提供 ④ 生活困窮世帯等への学習支援
2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	① 保護者の自立支援 ② 保育等の確保 ③ 保護者の健康確保
	(2) 子どもの生活支援	① 児童養護施設等の退所児童等の支援 ② 食事・栄養の確保に関する支援 ③ 子どもの居場所づくりに関する支援 ④ 多様な体験活動の機会の確保
	(3) その他の支援	① 妊娠期からの切れ目のない支援 ② 住宅支援
3 就労・経済的な支援	(1) 保護者に対する就労支援	① 保護者の就労支援 ② 保護者の学び直しの支援
	(2) 子どもに対する就労支援	① 子どもに対する就労支援
	(3) 経済的な支援	① 経済的支援の充実 ② 養育費の確保に関する支援
4 制度利用・相談の支援	(1) 円滑な制度利用への支援	① 関係機関の連携体制の構築 ② 情報発信の強化
	(2) 相談体制の充実	① 相談体制の充実

第5章 具体的な取組内容

1 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力の保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進します。

事業名	事業内容	担当課
少人数学級推進事業	小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育む。	学校教育課
市費講師配置事業	小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師を配置する。	学校教育課
個別補充学習「マイ・スタディ」	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	学校教育課
ハートアドバイザー配置事業	元教員やP T A活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	学校教育課
特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等のある児童生徒の学習を支援する。 発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育課
英語教育推進事業	各学校への外国語指導助手（A L T）の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育（外国語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。	学校教育課
帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	学校教育課
副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課

総合的な学習の時間活性化推進事業	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	学校教育課
------------------	---	-------

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

学校を窓口として、生活困窮世帯の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。

また、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、保護者に対する家庭教育支援を実施します。

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	学校教育課
いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	学校教育課
教育相談	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	総合教育センター

③ 学校と地域の連携推進

学校と地域の団体やNPO法人などとの連携により、放課後子ども教室や土曜日の教育支援活動を始めとする各種取組を推進し、放課後などの学習支援を充実するとともに、ボランティアなどによる地域における学習支援等の一層の促進・充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業	同一の小中学校内で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	子育て支援課

総合的な学習の時間活性化推進事業 【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	学校教育課
まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	生涯学習センター

④ キャリア教育の推進

就業前の児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を選択できるようにするため、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
高松市生徒みらい議会（中学・一高生対象）の開催	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育む。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育んでいる。	学校教育課

（２） 教育の機会均等の推進

① 幼児教育の無償化推進と質の向上

貧困の連鎖を防ぐために、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組を推進するとともに、保育所等の利用者の負担軽減を図ります。

また、保こ幼小の連携の推進や教職員の資質向上のための研修の充実に取り組むとともに、就学前の子どもを持つ保護者に対する家庭教育の支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
認定こども園化の推進	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やす。	こども園総務課

多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	こども園総務課 こども園運営課
保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	こども園運営課
私立幼稚園就園奨励費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	こども園運営課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	こども園運営課

② 義務教育段階の就学支援の充実

義務教育段階の子どもの貧困対策として、就学援助など必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施などによる教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及びスクールソーシャルワーカーの配置など、教育相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
「強めよう絆」推進事業	指導主事や学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	学校教育課
特別支援教育サポーター配置事業 【再掲】	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。 発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業 【再掲】	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育課
副読本支給事業 【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課

帰国児童等指導 援助事業 【再掲】	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	学校教育課
スクールソーシャル ワーカー配置 事業 【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	学校教育課
いじめ等対策事業 (スクールカウンセ ラー配置) 【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	学校教育課
適応指導教室推進 事業 (登校支援)	不登校児童生徒の自立を目指し、適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」、「香川町 みなみ」を通して、登校支援に取り組む。	総合教育 センター

③ 大学等進学に対する教育機会の提供

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学や就学を断念することなく、安心して学ぶことができるよう、奨学金制度などの充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
高等学校等入学 準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	学校教育課
奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	学校教育課
大学等教育資金 融資制度利用者 利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	学校教育課

④ 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、放課後や学校休業日に学習支援事業などの教育活動を推進することにより、学習支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。	生活福祉課

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を行い、自立に向けた支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につながります。

また、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
女性相談事業	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	こども女性相談課
母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	こども女性相談課
母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	こども家庭課
各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	こども家庭課
就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	こども家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	こども家庭課

保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども園運営課
-------------------------------	---	---------

② 保育等の確保

就労希望等により保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに対応するため、それぞれの状況に対応できる保育メニューを充実するとともに、保育所や放課後児童クラブの計画的な整備等の取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障がい福祉課
病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。	こども女性相談課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。	こども家庭課
病児保育事業（体調不良児対応型）	（私立）保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	こども園総務課
認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	こども園総務課
延長保育事業	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。	こども園総務課 こども園運営課
一時預かり事業	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預かる。	こども園総務課 こども園運営課

保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所 【再掲】	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども園運営課
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】	こども未来館

③ 保護者の健康確保

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行います。

また、家庭の状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つことができるよう、乳幼児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行います。

事業名	事業内容	担当課
相談事業 (女性こころの相談)	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	男女共同参画・協働推進課
助産事業	保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	こども女性相談課
ひとり親家庭等医療費助成	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	こども家庭課
母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	保健センター
産後ケア事業	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	保健センター

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童のアフターケアを推進します。

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策支援事業	支援が必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。	こども女性相談課

② 食事・栄養の確保に関する支援

乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であることから、子どもの発育や発達状況に応じた必要な食事や栄養量が確保され、健康が保持増進できるよう支援します。

事業名	事業内容	担当課
こども食堂等支援事業 新規	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供することこども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	子育て支援課
母子栄養食品支給事業 【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	保健センター

③ 子どもの居場所づくりに関する支援

複合的な課題を抱える生活困窮世帯の子どもに対し、居場所づくりを含む学習支援事業など、状況に応じた個別的な支援を実施します。また、就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、子どもが地域社会で健やかに育まれるような環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	長寿福祉課
放課後子ども教室事業 【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課

一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業 【再掲】	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
こども食堂等支援事業 【再掲】 新規	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供することも食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	子育て支援課
まなびの場づくり事業 【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	生涯学習センター

④ 多様な体験活動の機会の確保

貧困の状況にある子どもが自己肯定感を持ち、生活習慣の改善等を図ることができるよう、多様な体験活動の場を提供します。

事業名	事業内容	担当課
高齢者居場所づくり事業 【再掲】	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	長寿福祉課
放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	子育て支援課
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中枢都市圏の小・中学校）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。	こども未来館

こども未来館わくわく体験事業	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	こども未来館
総合的な学習の時間活性化推進事業 【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	学校教育課
まなびの場づくり事業 【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	生涯学習センター

(3) その他の支援

① 妊娠期からの切れ目のない支援

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを図ります。

事業名	事業内容	担当課
助産事業 【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	こども女性相談課
母子栄養食品支給事業 【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	保健センター
産後ケア事業 【再掲】	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	保健センター
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	保健センター

② 住宅支援

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、住宅資金や転宅資金の貸し付けなどにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

事業名	事業内容	担当課
母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等）。	こども家庭課
市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯の設置	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。	市営住宅課

3 就労・経済的な支援

(1) 保護者に対する就労支援

① 保護者の就労支援

子育てと就業の両立支援など、ひとり親が抱える様々な課題に対応し、雇用形態の改善と職業を軸とした自立支援を図るため、職業紹介や転職支援などを行い、保護者の就労機会の確保に努めます。

事業名	事業内容	担当課
相談事業 (女性のための就労相談)	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	男女共同参画・協働推進課
自立相談支援事業 【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
各種自立支援給付金の支給 【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定員による支援 【再掲】	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	こども家庭課
就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	こども家庭課
子育て支援中小企業等表彰制度	次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等（計画策定が努力義務とされている従業員100人以下の中小企業等が対象）のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって、市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。	産業振興課
合同就職面接（説明）会の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催するもの。	産業振興課

② 保護者の学び直しの支援

給付金事業を活用するなどにより、ひとり親家庭の保護者の学び直しの視点も含めた就学・就業支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
各種自立支援給付金の支給 【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	こども家庭課
就業支援講習会等の実施 【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	こども家庭課

(2) 子どもに対する就労支援

① 子どもに対する就労支援

児童養護施設を退所予定又は退所後の子どもに対し、生活支援や就労支援を行うとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、資格取得の負担軽減を図るなど、就業支援を促進します。また、就労支援を必要とする子どもに対し、個々の状況に応じて就労相談を行う機関を紹介するなどの支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員等による支援 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	こども家庭課
各種自立支援給付金の支給 【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	こども家庭課
母子福祉資金等の貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（技能習得資金、就職支度資金）。	こども家庭課

(3) 経済的な支援

① 経済的支援の充実

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、世帯の経済基盤が保たれるよう支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
障害児放課後支援事業の利用料の免除 【再掲】	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障がい福祉課

生活保護による 支援 【再掲】	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。	健康福祉 総務課
放課後児童クラブ 利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。	子育て支援課
病児保育事業 【再掲】	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	子育て支援課
助産事業 【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	こども女性 相談課
児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	こども家庭課
子ども医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、小学6年生までの通院及び中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成する。	こども家庭課
児童扶養手当 【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	こども家庭課
ひとり親家庭等 医療費助成 【再掲】	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	こども家庭課
母子福祉資金等の 貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。	こども家庭課
認可外保育施設 保育料助成 【再掲】	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	こども園総務課
多子世帯における 保育施設等の利用 者負担額の軽減 【再掲】	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	こども園総務課 こども園運営課
保育施設等の利用 者負担額の決定に おける寡婦控除の みなし適用 【再掲】	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	こども園運営課

私立幼稚園就園 奨励費補助 【再掲】	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	こども園運営課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 【再掲】	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	こども園運営課
要保護及び準要保護児童生徒就学 援助事業 【再掲】	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	学校教育課
副読本支給事業 【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
高等学校等入学 準備金貸付事業 【再掲】	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	学校教育課
奨学金支給事業 【再掲】	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	学校教育課
大学等教育資金 融資制度利用者 利子補給事業 【再掲】	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	学校教育課

② 養育費の確保に関する支援

親としての責務を果たすとともに、児童の福祉向上に資するため、両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、養育費の取り決めに関する指導や相談支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
子どもの養育に関する手引きの配布	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配付する。	市民課
無料法律相談などの案内	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。	こども家庭課
母子福祉資金等の貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（離婚相手に対し養育費を請求する裁判費用）。	こども家庭課

4 制度利用・相談の支援

(1) 円滑な制度利用への支援

① 関係機関の連携体制の構築

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子福祉関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携し、地域におけるネットワークを構築する取組を検討します。

事業名	事業内容	担当課
子どもの貧困対策 コーディネート事業 新規	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	こども女性相談課
女性相談事業 【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	こども女性相談課
利用者支援事業	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	こども園総務課 (保育園) 子育て支援課 (その他)
関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	学校教育課

② 情報発信の強化

貧困対策の取組に関する情報を、インターネットや情報誌など様々なツールを使い、分かりやすい内容で提供するなど、支援を必要とする世帯や子どもに適切な支援が届くよう、情報発信力の強化に努めます。

事業名	事業内容	担当課
広報事業	市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報たかまつ、メルマガ、Lineなど各種広報媒体を通じて提供を行う。	広聴広報課 健康福祉 総務課
「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等	子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。	子育て支援課

「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。	こども家庭課
-------------------------	---	--------

(2) 相談体制の充実

① 相談体制の充実

生活困窮世帯の保護者は、子どもの健康や将来必要となる教育費などに不安を抱えながらも、仕事や子育てに追われ相談の時間が取れないことや、相談そのものを避ける傾向があることから、機会をとらえて相談に赴くとともに、相談職員の資質向上や専門性を強化するため、各種研修を実施するなど相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
相談事業 (女性のための法律相談)	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年6回)	男女共同参画 ・協働推進課
相談事業 (女性こころの相談) 【再掲】	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	男女共同参画 ・協働推進課
相談事業 (女性のための就労相談) 【再掲】	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	男女共同参画 ・協働推進課
ふれあいのまちづくり事業	地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市社会福祉協議会の事業に対し、補助している。	健康福祉 総務課
自立相談支援事業 【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
児童家庭相談事業	子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。	こども女性 相談課
子ども家庭総合支援拠点 新規	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。	こども女性 相談課
女性相談事業 【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	こども女性 相談課

子どもの貧困対策 コーディネート 事業 【再掲】 新規	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	こども女性 相談課
母子・父子自立支援 員等による支援 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	こども家庭課
無料法律相談など の案内 【再掲】	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。	こども家庭課
ひとり親家庭等 日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。	こども家庭課
利用者支援事業 【再掲】	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	こども園総務課 (保育園) 子育て支援課 (その他)
子育て世代包括支 援センターの設置 【再掲】	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	保健センター
ハートアドバイザー配置事業 【再掲】	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	学校教育課
スクールソーシャル ワーカー配置 事業 【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	学校教育課
いじめ等対策事業 (スクールカウンセ ラー配置) 【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	学校教育課

関係機関との連携 【再掲】	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的にに関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	学校教育課
教育相談 【再掲】	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	総合教育センター
適応指導教室推進事業（登校支援） 【再掲】	不登校児童生徒の自立を目指し、適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」、「香川町 みなみ」を通して、登校支援に取り組む。	総合教育センター

5 新規事業

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本市では、新たに次の事業に取り組むこととしています。

事業名	事業の方向性	担当課
こども食堂等支援事業	子どもが歩いて行ける場所（概ね小学校区に1か所）に開設	子育て支援課
子どもの貧困対策コーディネート事業	平成30年度にコーディネーターを配置	こども女性相談課
子ども家庭総合支援拠点	平成30年度に拠点を設置	こども女性相談課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係局・課が連携して施策の推進を図ることが重要です。

本市では、平成29年度に「高松市子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」を設置し、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱に基づき、子どもの貧困対策について検討するとともに、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を計画的に推進することとしています。

さらに、子どもの成長及び子育てを支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置している、庁内横断組織である「高松市子ども・子育て支援推進本部会」を活用し、計画の進捗管理や子どもの貧困対策に関する総合的な連絡調整などを行うなど、全庁的な取組を積極的に進めていきます。

(2) 地域連携による推進体制

貧困対策の取組をより効果的なものとするためには、行政だけでなく、市民や地域組織、相談・支援機関等がお互いの役割と特徴を理解した上で、協働し、連携を図っていく必要があります。

そのため、子どもの貧困対策のためのコーディネーターを活用して、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、数値目標の達成状況や事業の取組状況について毎年度調査を行い、「子ども・子育て支援会議」において報告します。また、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action））を確立し、社会経済状況など環境の変化を踏まえて各事業の検証を行うとともに、必要に応じて見直し・改善を図るなど、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進していきます。

3 計画の目標値

次に掲げる事業については、計画期間である2022年度までの目標値を設定し、その達成に向けて取り組んでいくこととします。

(1) 教育の支援

事業名	現状 (平成 28 年度末)	目標 (2022 年度)	担当課
学習支援事業	2 か所	5 か所	生活福祉課
スクールソーシャルワーカー配置事業	12 人	21 人	学校教育課
まなびの場づくり事業	19 か所	52 か所	生涯学習センター
適応指導教室推進事業 (登校支援)	31 %	50 %	総合教育センター

(2) 生活の支援

事業名	現状 (平成 28 年度末)	目標 (2022 年度)	担当課
こども食堂等支援事業	0 か所	23 か所	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	プログラム策定者 就職率 77.9 %	プログラム策定者 就職率 88.8 %	こども家庭課
産後ケア事業	宿泊型：32 件 通所型： 5 件	宿泊型：52 件 通所型： 7 件	保健センター
子育て世代包括支援センターの設置	5 か所	7 か所	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率 92 %	訪問実施率 95 %	保健センター

(3) 就労・経済的な支援

事業名	現状 (平成 28 年度末)	目標 (2022 年度)	担当課
多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	763,007 千円	842,891 千円	こども園総務課 こども園運営課

(4) 制度利用・相談の支援

事業名	現状 (平成 28 年度末)	目標 (2022 年度)	担当課
自立相談支援事業	支援プラン作成率 20.8 %	支援プラン作成率 50 %	生活福祉課

資 料 編

1 関係法令等

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの

貧困対策の実施を推進すること。

- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱

～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

(平成 26 年 8 月 29 日 閣議決定)

第 1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく¹、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている²。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成 25 年）6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成 26 年）1 月に施行された。

(大綱案作成の経緯)

政府では、本年 4 月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計 4 回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの

¹子供の貧困率 16.3%(2012 年厚生労働省データ)(2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位) (OECD(2014) データ※日本の数値は 2009 年 15.7%)

²生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90.8%(全体 98.6%) (2013 年厚生労働省／文部科学省 データ)

意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として6月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長すること

のないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいいい難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検

証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校(定時制・通信制を含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%(大学等 19.2%、専修学校等 13.7%)

(注) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者(年度途中で卒業を認められた者を含む。)のうち、大学等(大学及び短期大学)、専修学校等(専修学校及び各種学校)に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を

卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在））

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 96.6%（高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）

就職率 2.1%

- ・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）

就職率 69.8%

（注 1） 平成 24 年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成 25 年 5 月 1 日現在の進路。

（注 2） 高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1 学年～3 学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（4 学年～5 学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%

（注） 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）

就職率 0.8%

- ・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6%（大学等 23.9%、専修学校等 17.8%）

就職率 33.0%

（注 1） 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注 2） 高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計））

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008 人（平成 25 年度）
- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成 24 年度）
小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成 25 年度）
- ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成 25 年度）

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）

- ・無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%
- ・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

（注 1） 予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

（注 2） 平成 25 年度においては、在学採用では 100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

（出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成 25 年度実績））

○ひとり親家庭の親の就業率

- ・母子家庭の就業率：80.6%
（正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%）
- ・父子家庭の就業率：91.3%
（正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%）

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査）

○子供の貧困率 16.3%

（注） 17 歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額））に満たない 17 歳以下の子供の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子供（17 歳以下）がいる世帯）のうち、大人（18 歳以上）が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第 3 に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進すると

ともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（３）就学支援の充実

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成 26 年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実）

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2) 子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支

援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

（３）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

（関係機関の連携）

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

（４）子供の就労支援

（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援）

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

（親の支援のない子供等への就労支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

（定時制高校に通学する子供の就労支援）

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

（高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

（５）支援する人員の確保等

（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

（相談職員の資質向上）

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

（６）その他の生活支援

（妊娠期からの切れ目ない支援等）

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

（住宅支援）

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

３ 保護者に対する就労の支援

（親の就労支援）

子育てと就労の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業

支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

（親の学び直しの支援）

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

（就労機会の確保）

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

（母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大）

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困

対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働

プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

2 香川県子どもの未来応援アンケート調査

(1) 住民アンケート調査結果（高松市分）

調査の概要（保護者に対する調査）

調査時期： 平成28年9月7日～9月23日

調査方法： 住民基本台帳を基に無作為抽出 郵送による配付・回収

調査対象及び回収率： 市内の小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者
(各学年の児童・生徒数の25%を抽出)

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学1年生	1,005	560	55.7%
小学5年生	981	512	52.2%
中学2年生	1,066	557	52.3%
計	3,052	1,629	53.4%

調査内容：

- 1 子どもの生活状況について
- 2 学習環境等について
- 3 世帯の状況について
- 4 支援制度の利用状況・相談状況等について

調査結果

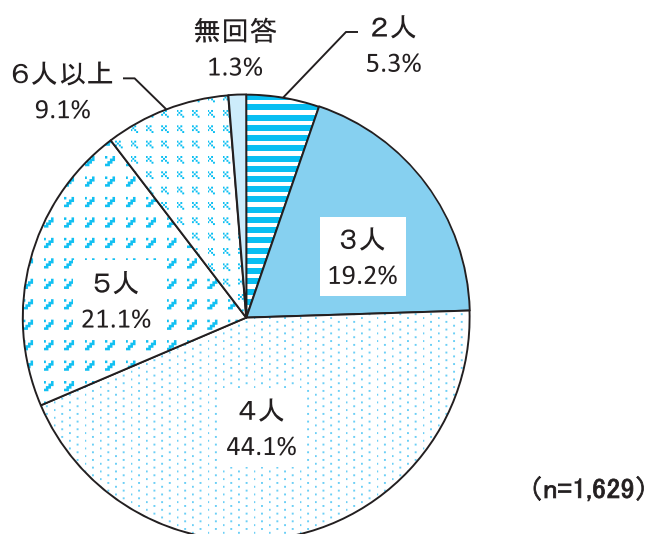
1 回答者の属性

(1) 世帯の構成状況

ア 世帯人数

世帯人数ごとにみた回答者の属性は、次のとおりです。

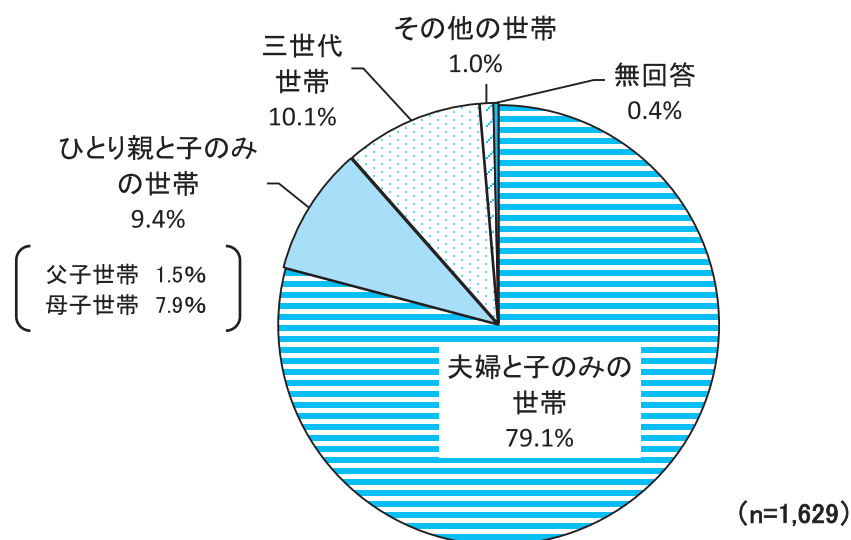
図表1 世帯人数（全体）



イ 家族構成

家族構成は、「夫婦と子のみの世帯」（79.1%）が最も多く、次いで「三世代世帯」（10.1%）です。父子世帯と母子世帯を合わせた「ひとり親と子のみの世帯」は9.4%となっています。

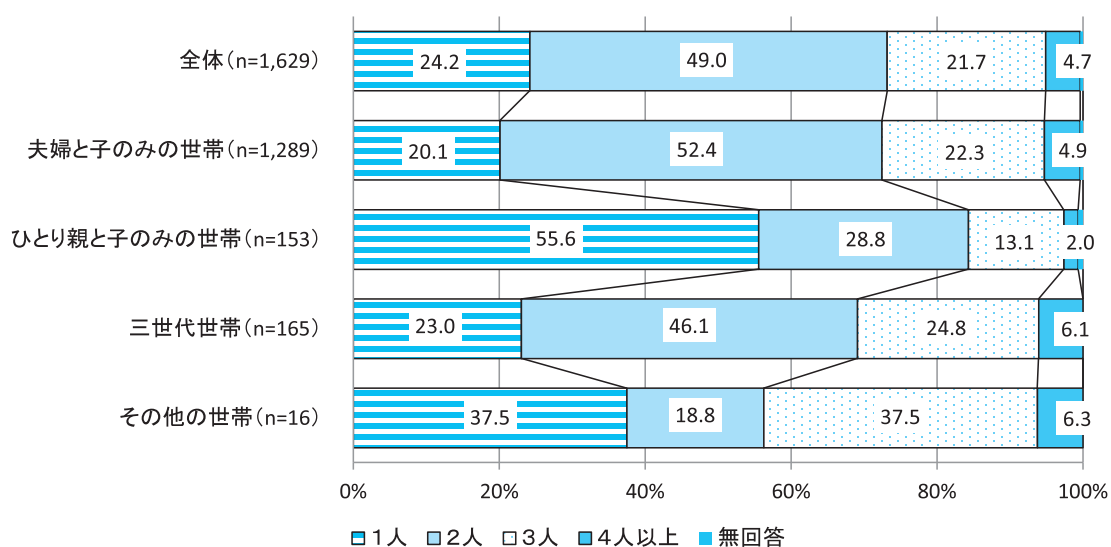
図表2 家族構成（全体）



ウ 子どもの人数

子どもの人数は、「2人」（49.0%）が最も多く、次いで「1人」（24.2%）となっています。家族構成別に子どもの人数を見ると、「夫婦と子のみの世帯」、「三世代世帯」では「2人」が多く、「ひとり親と子のみの世帯」では「1人」が最も多くなっています。

図表3 子どもの人数（全体、家族構成別）

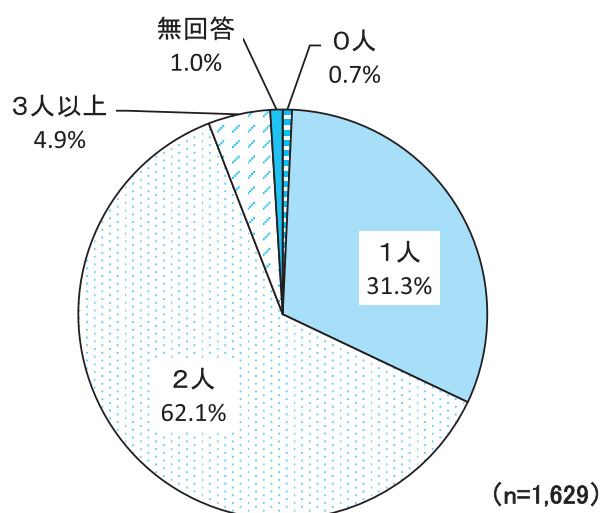


(2) 世帯の就労状況

ア 世帯の就労人数

世帯内の就労人数は、「2人」(62.1%)が最も多く、次いで「1人」(31.3%)、「3人以上」(4.9%)となっています。

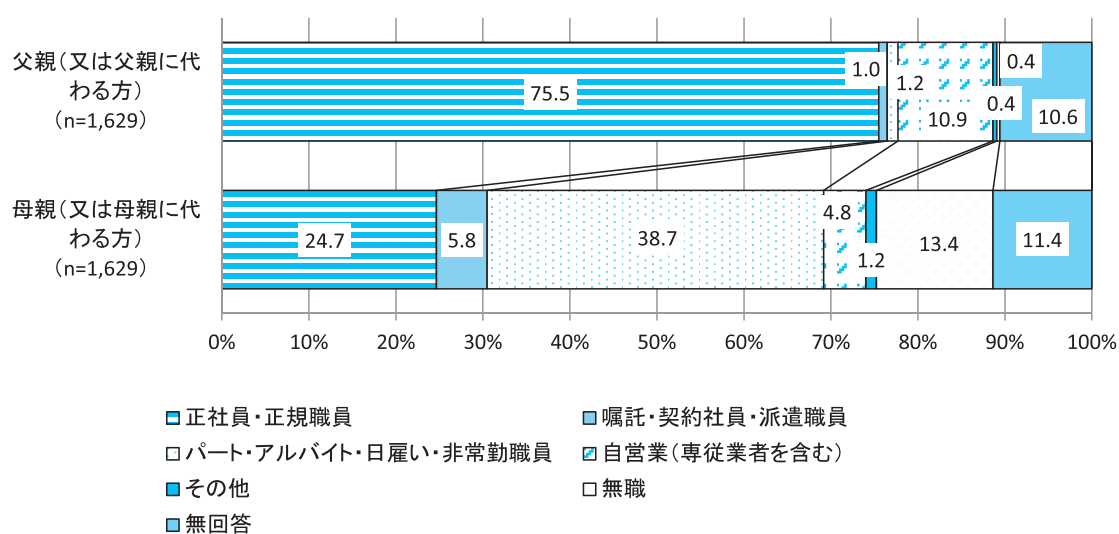
図表4 世帯内の就労人数(全体)



イ 父親(又は父親に代わる方)、母親(又は母親に代わる方)の就労状況

父親(又は父親に代わる方)の就労状況は「正社員・正規職員」が75.5%を占めています。一方、母親(又は母親に代わる方)の就労状況は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」(38.7%)が最も多く、次いで「正社員・正規職員」(24.7%)となっています。

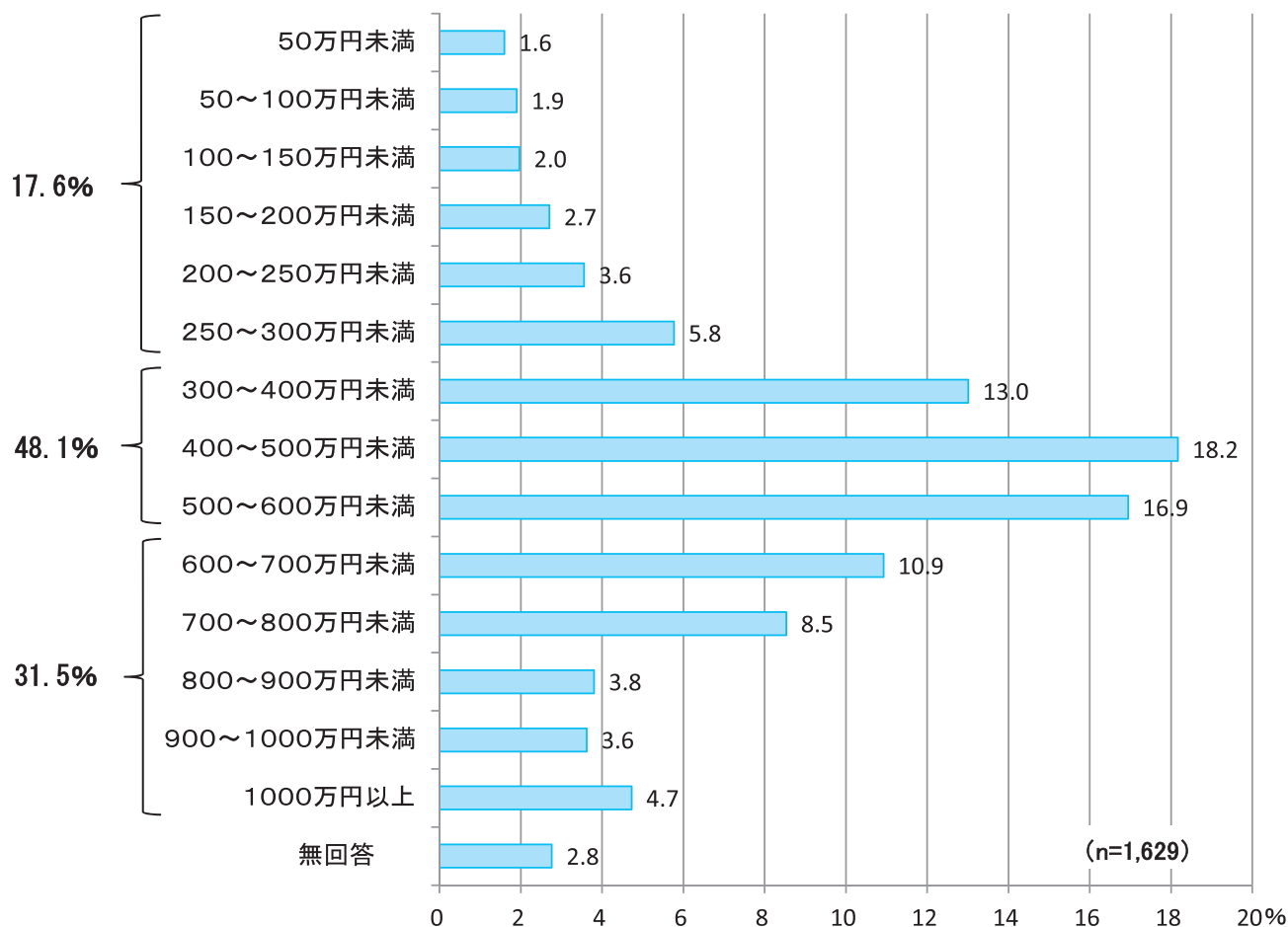
図表5 父親(又は父親に代わる方)、母親(又は母親に代わる方)の就労状況



(3) 収入の状況

「世帯の年収（手取り額）」は「400～500万円未満」（18.2%）が最も多く、次いで「500～600万円未満」（16.9%）、「300～400万円未満」（13.0%）となり、300～600万円未満の割合が合計48.1%と約半数を占めています。

図表6 世帯の年収（手取り額）（全体）



2 調査結果の集計・分析

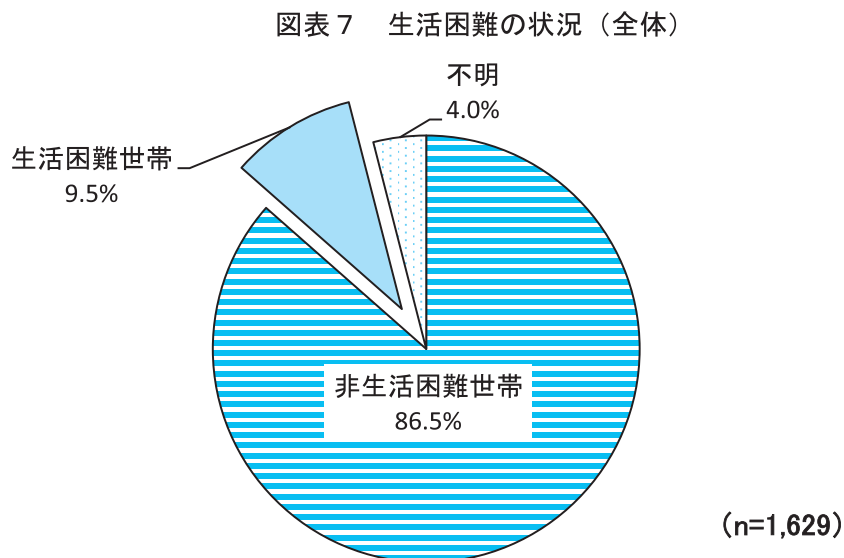
この調査では、世帯の経済状況等に応じた詳細な分析を行うため、回答者を「生活困難世帯」、「非生活困難世帯」の2区分に分けて、集計・分析を行っています。そのほか、必要に応じて家族構成別、学年別等により集計・分析を行いました。

(1) 生活困難世帯の状況

ア 生活困難世帯の定義

世帯の年間収入（就労収入のほかすべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」としました。122万円は、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準、いわゆる「貧困線」です。

生活困難の状況については、全体では「非生活困難世帯」が86.5%、「生活困難世帯」が9.5%となっています。



イ 世帯の属性別に見た「生活困難」の状況

家族構成別に「生活困難世帯」の割合をみると、「夫婦と子のみの世帯では」、5.7%ですが、「ひとり親と子のみの世帯」では35.9%、「その他の世帯」では31.3%と有意に高くなっています。

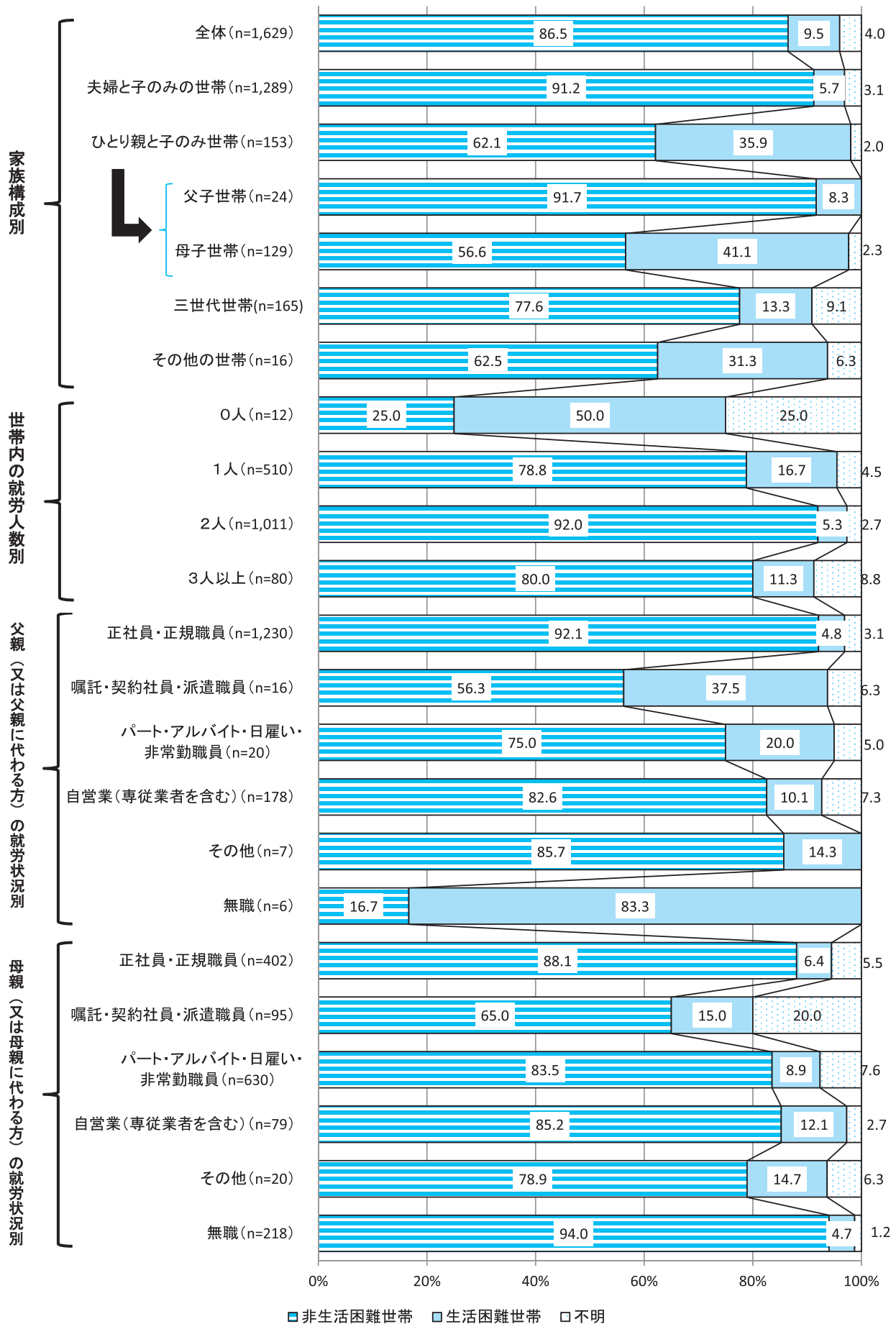
さらに、「ひとり親と子のみの世帯」を「父子世帯」、「母子世帯」にわけてみると、「母子世帯」では41.1%が「生活困難世帯」になっています。

世帯内の就労人数別に「生活困難世帯」の割合をみると、就労人数が「0人」の世帯では50.0%、「1人」の世帯では16.7%となっています。

父親（又は父親に代わる方）の就労状況別に「生活困難世帯」の割合をみると、「無職」で83.3%と最も高く、次いで「嘱託・契約社員・派遣社員」（37.5%）、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」（20.0%）となっています。一方、「正社員・正規職員」では4.8%となっており、その割合に有意に差が見られます。

母親（又は母親に代わる方）の就労状況別にみると、就労状況では、父親（又は父親に代わる方）の就労状況ほどの差はみられません。

図表8 生活困難の状況（全体、家族構成別、世帯内の就労人数別、
父親・母親（又は父親・母親に代わる方）の就労状況別）

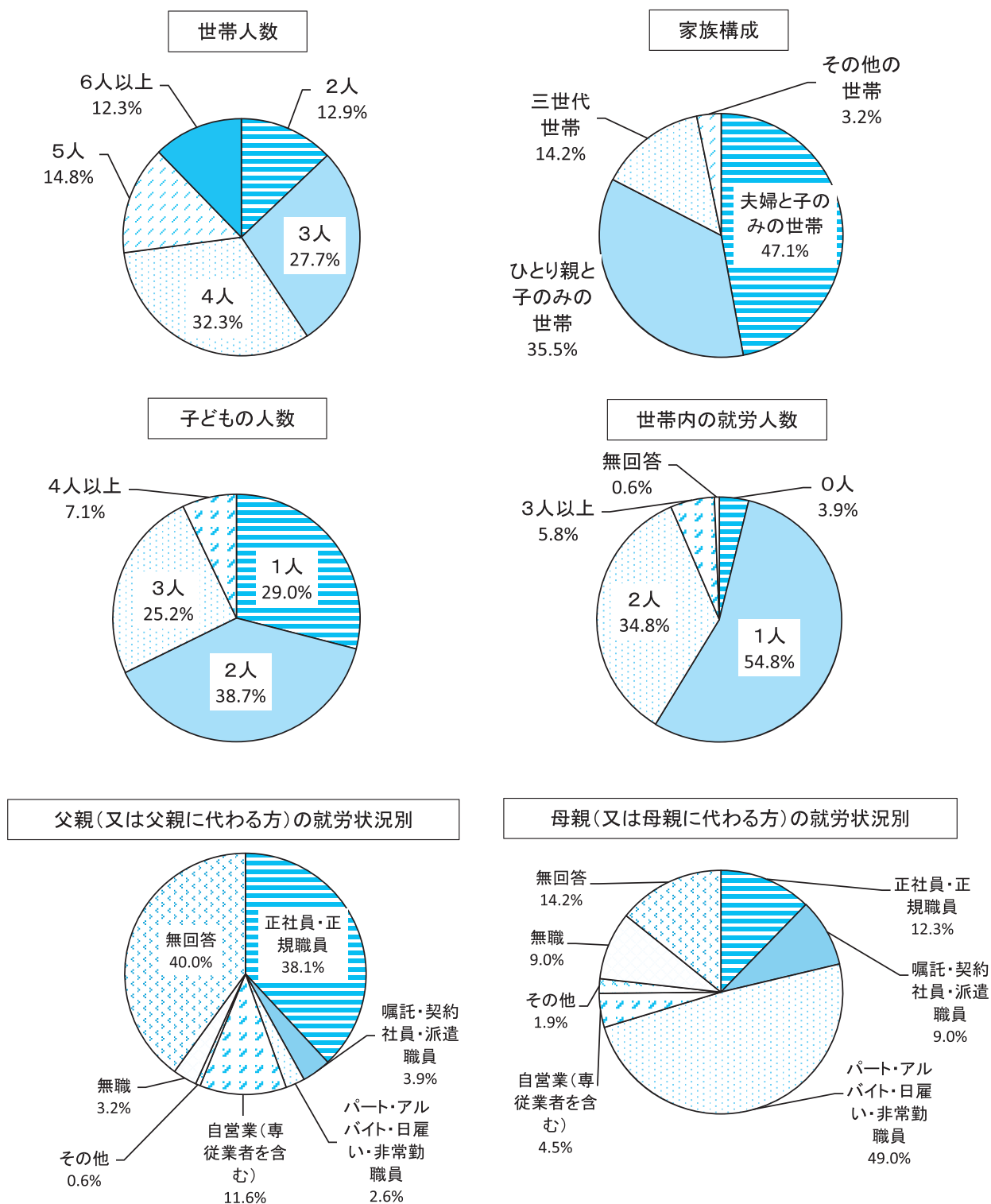


ウ 「生活困難世帯」の属性と収入の状況

生活困難世帯（155世帯）の属性を分析すると、次のようになっています。

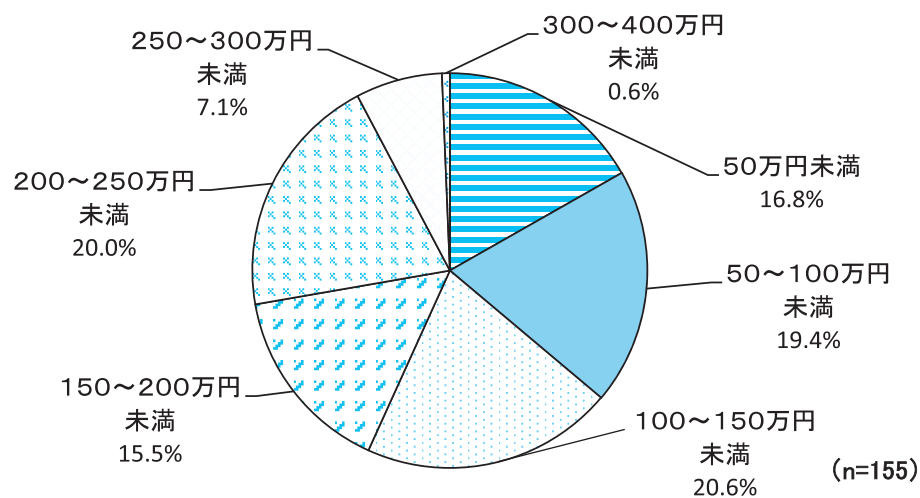
図表8をみると、生活困難世帯は「母子世帯」、「保護者の就労状況は、非正規雇用又は無職」が多いのではないかと考えられますが、「生活困難世帯」全体の中では「夫婦と子のみの世帯」（47.1%）が約半数を占めており、また世帯内の就労人数が「2人以上」の場合や父親・母親（又は父親・母親に代わる方）が「正社員・正規職員」の場合も一定割合認められます。

図表9 生活困難世帯の属性 (n=155)

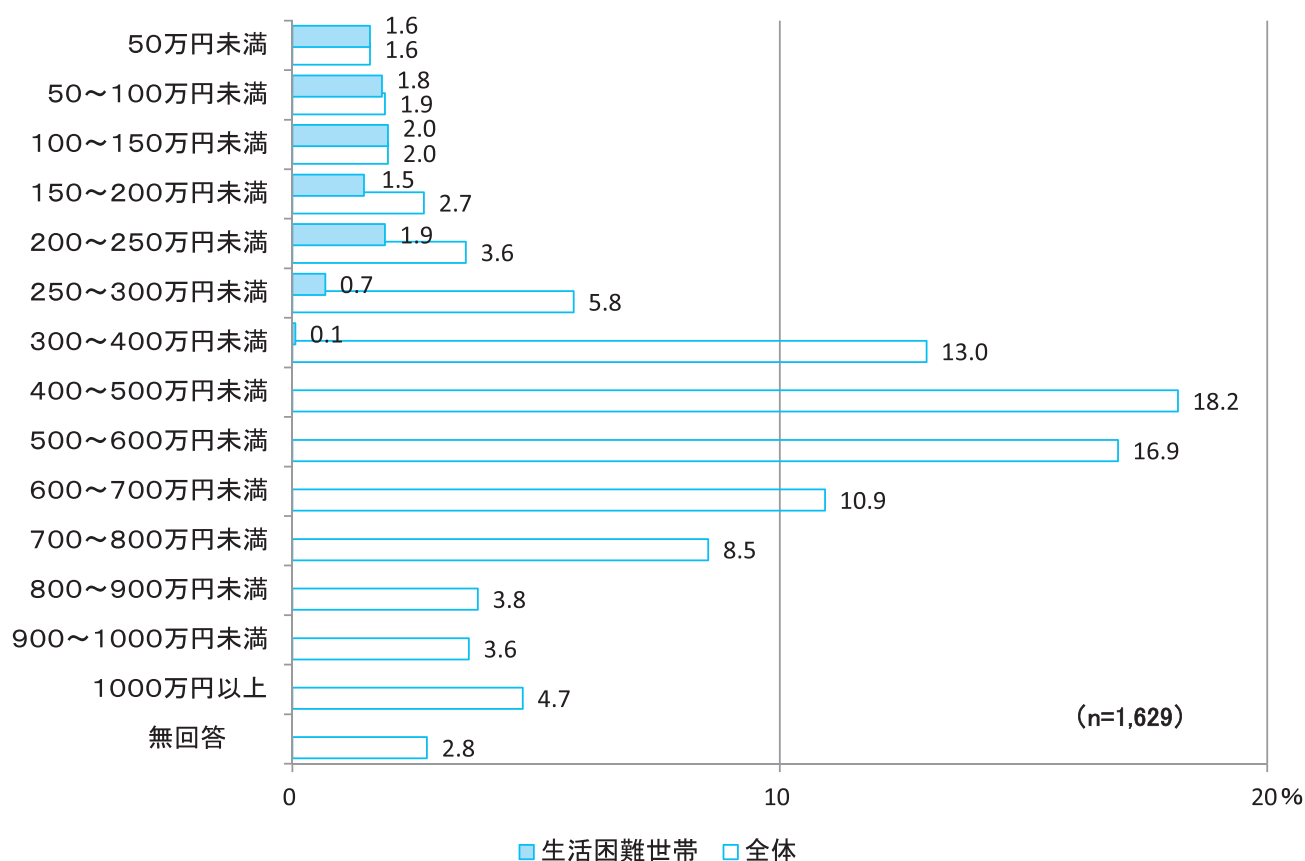


また、生活困難世帯の収入状況及び全体に対しての分布は、次のようになっています。

図表 10 生活困難世帯の収入状況



図表 11 生活困難世帯の収入状況（全体に対しての分布）



なお、これ以後においては、回答者を「生活困難世帯」、「非生活困難世帯」の2区分に分けて集計・分析を行っています。

収入に関する質問又は世帯人数に関する質問に無回答であった65世帯については、等価可処分所得を算出できなかったため、「生活困難世帯」、「非生活困難世帯」の集計には含まれません。

(2) 子どもの生活状況について

ア 就学前の状況

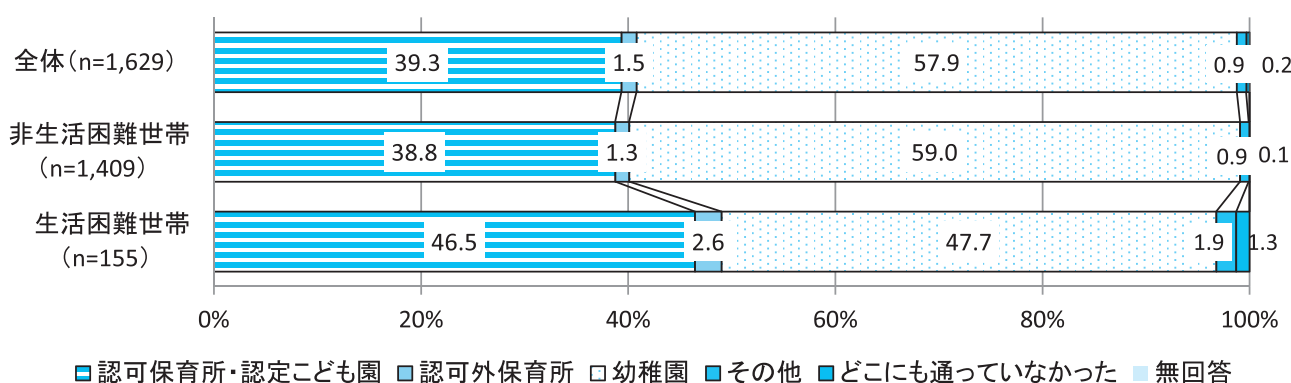
問1 お子さんは、小学校に入学する直前、どこに通っていましたか。（○は1つ）

小学校に入学する直前、通っていたところについては、全体では、「幼稚園」（57.9%）が最も多く、次いで「認可保育所・認定こども園」（39.3%）となっています。

生活困難状況別にみると、生活困難世帯では、「幼稚園」（47.7%）の割合が非生活困難世帯に比べて有意に低く、「認可保育所・認定こども園」（46.5%）及び「認可外保育所」（2.6%）の割合が有意に高くなっています。

また、「どこにも通っていなかった」の割合は、非生活困難世帯が0.1%であるのに対し、生活困難世帯では1.3%となっています。

図表12 就学前の状況（全体、生活困難状況別）



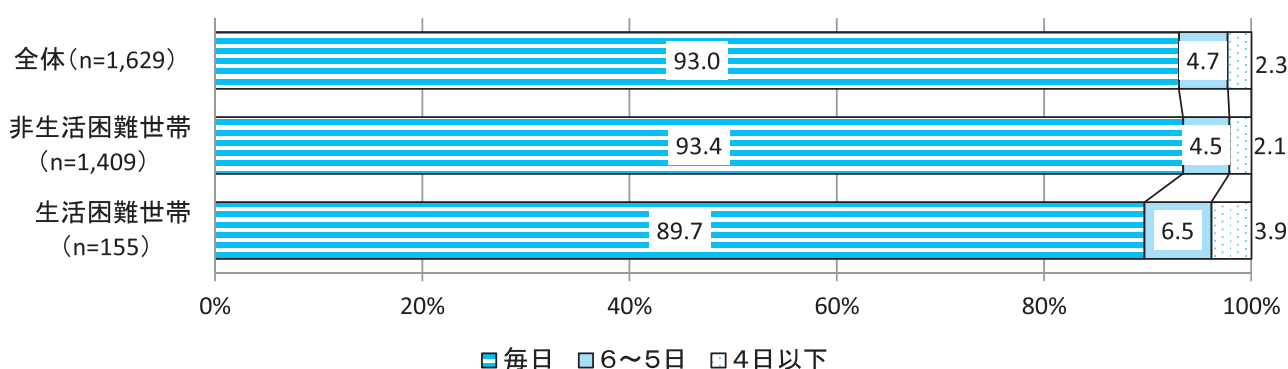
イ 朝食を用意する頻度

問2 あなたの家庭では、1週間にどれくらい、お子さんに朝ごはんを用意しますか。（○は1つ）

1週間のうち、朝食を用意する頻度については、全体では、「毎日」が93.0%と大半を占めています。

生活困難状況別にみると、「毎日」と答えた割合は生活困難世帯で有意に低くなっており、一方「週に4日以下」と答えた割合は非生活困難世帯で2.1%、生活困難世帯で3.9%となっています。

図表13 朝食を用意する頻度（全体、生活困難状況別）



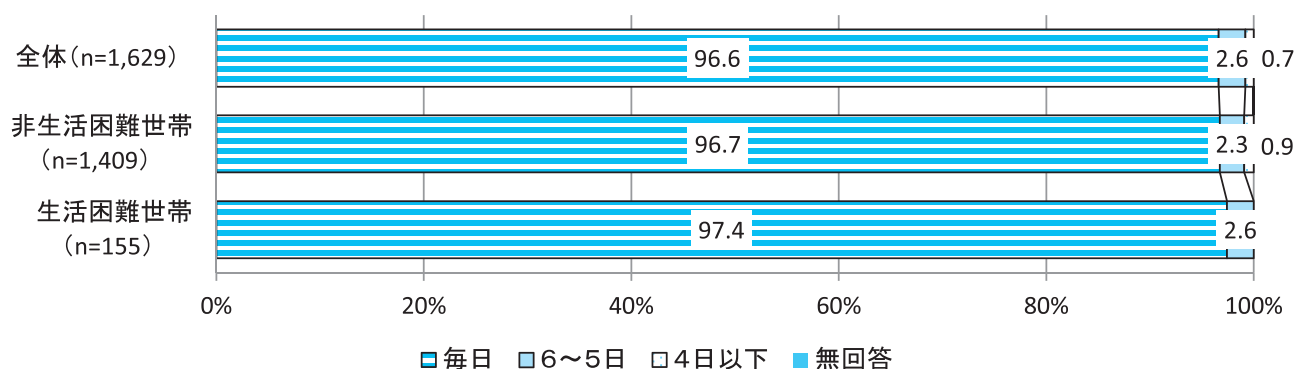
ウ 夕食を用意する頻度

問3 あなたの家庭では、1週間にどれくらい、お子さんに晩ごはんを用意しますか。（○は1つ）

1週間のうち、夕食を用意する頻度については、全体では、「毎日」が96.6%と大半を占めています。

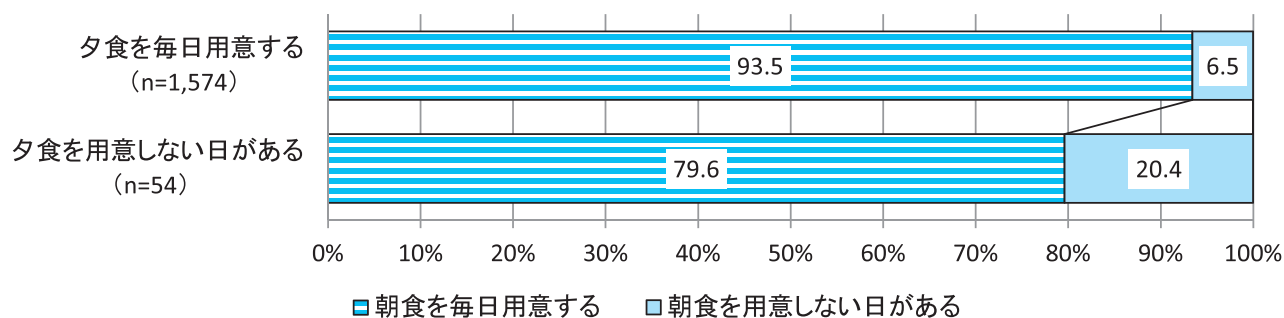
生活困難状況別では、有意な差は認められませんでした。

図表14 夕食を用意する頻度（全体、生活困難状況別）



朝食を用意する頻度と夕食を用意する頻度の関係をみると、夕食を毎日用意する世帯において、朝食を用意しない日がある割合は6.5%ですが、夕食を用意しない日がある世帯において、朝食を用意しない日がある割合は20.4%です。

図表15 朝食を用意する頻度と夕食を用意する頻度の関係（全体）



エ 子どもだけで夕食を食べる頻度

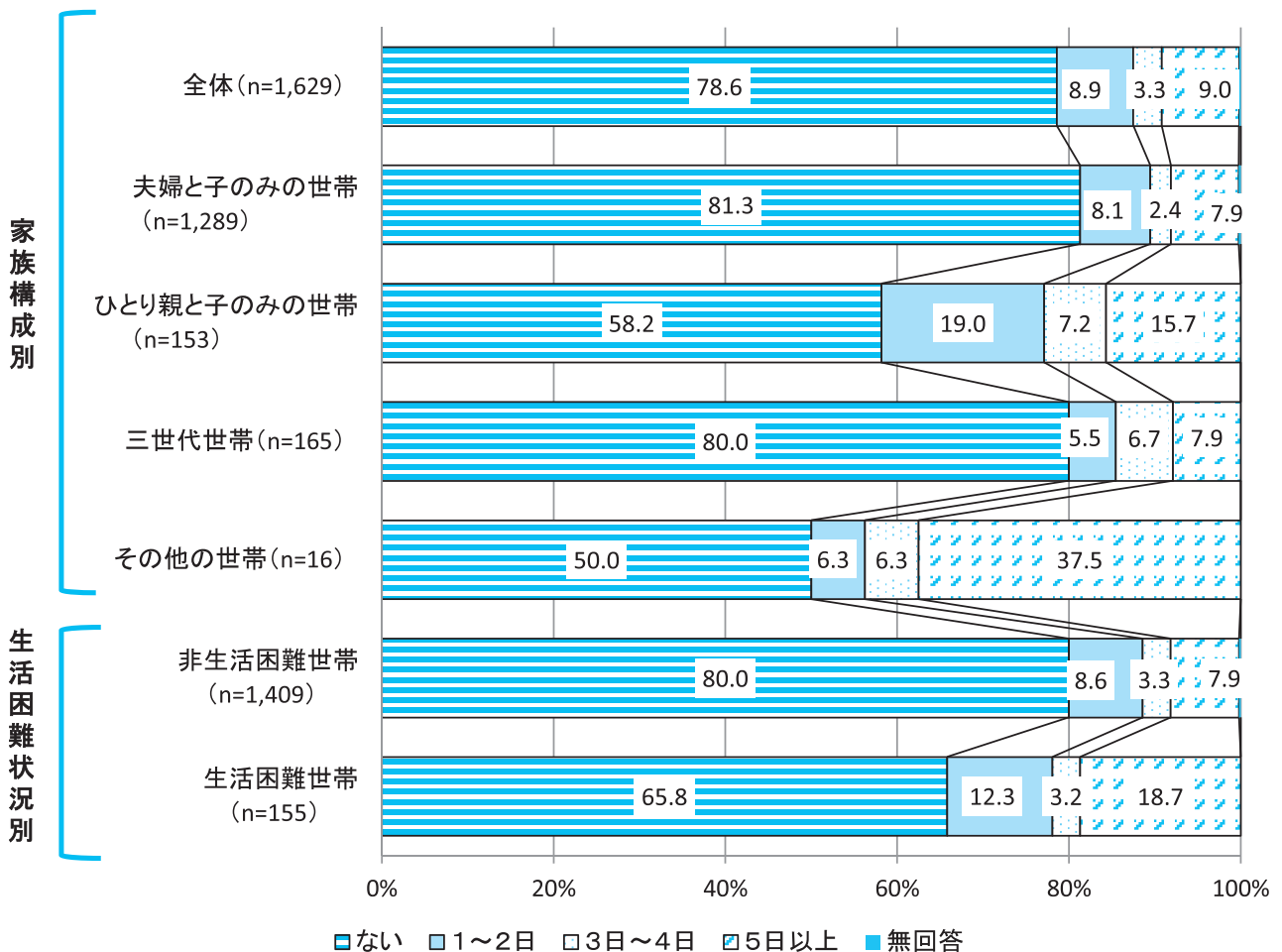
問4 あなたの家庭では、1週間にどれくらい、お子さんだけ（または、お子さんとお子さんの兄弟姉妹だけ）で晩ごはんを食べますか。（〇は1つ）

1週間のうち、子どもだけで夕食を食べる頻度については、全体の78.6%が「まったくない」と答える一方で、9.0%の世帯が「週に5日以上」子どもだけで夕食を食べています。

家族構成別にみると、「週に5日以上」子どもだけで夕食を食べている割合は、ひとり親と子のみの世帯で15.7%、その他の世帯で37.5%と有意に高くなっています。また、「週に1～2日」、「週に3～4日」及び「週に5日以上」を合計すると、ひとり親と子のみの世帯では41.9%、その他の世帯では50.1%が子どもだけで夕食を食べる日があります。

生活困難状況別にみると、生活困難世帯においては「週に5日以上」子どもだけで夕食を食べている割合が18.7%であり、非生活困難世帯に比べて有意に高くなっています。

図表16 子どもだけで夕食を食べる頻度（全体、家族構成別、生活困難状況別）



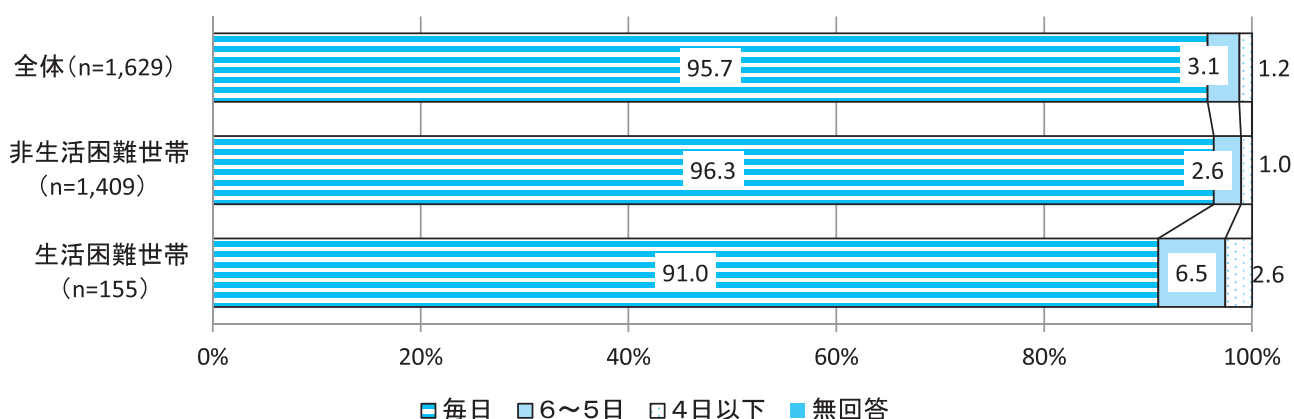
オ お風呂に入る頻度

問5 お子さんは、1週間にどれくらいお風呂（シャワーのみの場合もふくむ）に入りますか。
（○は1つ）

1週間のうち、子どもがお風呂に入る頻度については、全体では95.7%が「毎日」と回答しています。

「週に4日以下」と答えた割合は、非生活困難世帯で1.0%、生活困難世帯で2.6%です。

図表17 お風呂に入る頻度（全体、生活困難状況別）



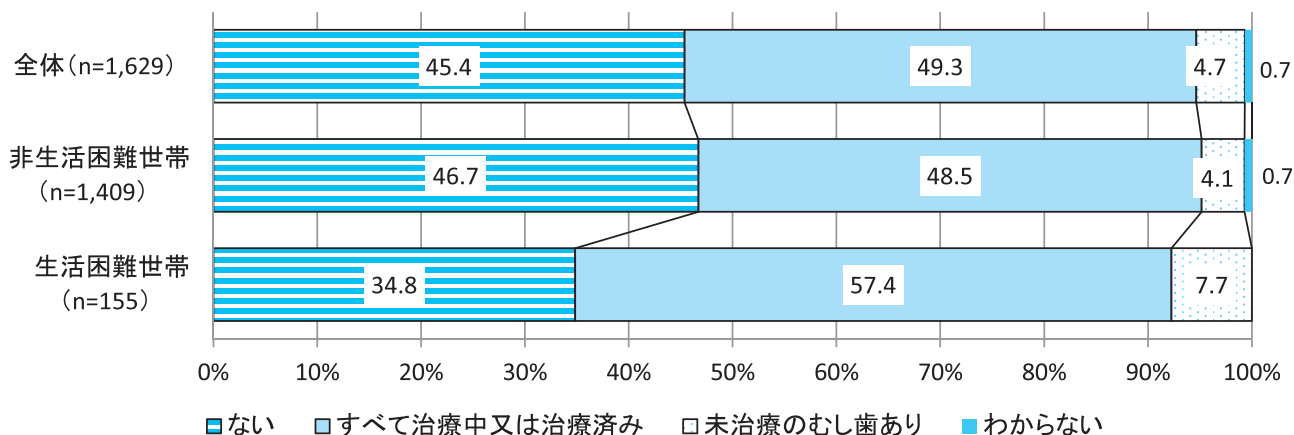
カ むし歯の状況

問6 お子さんはむし歯がありますか。（○は1つ）

子どものむし歯の状況については、全体の94.7%が「まったくない」又は「あるが、すべて治療中又は治療済み」、5.4%が「治療していないむし歯がある」又は「わからない」となっています。

生活困難状況別にみると、「治療していないむし歯がある」又は「わからない」の割合は、非生活困難世帯で4.8%ですが、生活困難世帯では7.7%と有意に高くなっています。

図表18 むし歯の状況（全体、生活困難状況別）



(3) 学習環境等について

ア 家での学習時間

問7 学校のある日、お子さんは、宿題を含めて毎日、家で何分くらい勉強しますか。おおよその時間を分単位で記入してください。

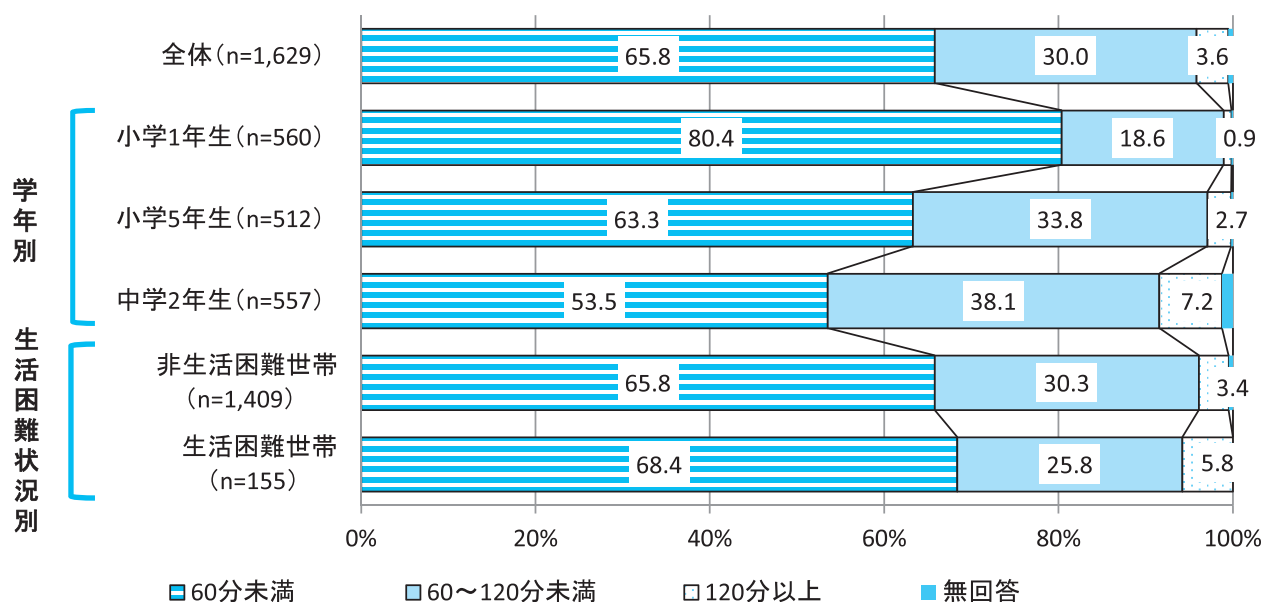
※放課後児童クラブ（学童保育）での学習時間は含みます。

※学習塾や習い事の時間は含みません。

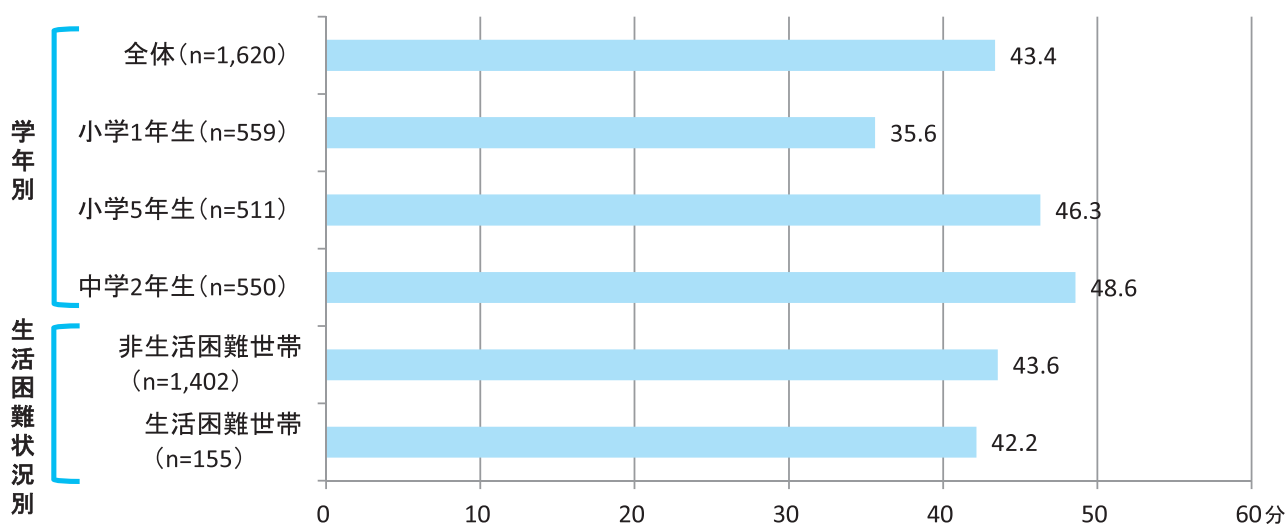
学習時間が「60分未満」の割合は、小学1年生で80.4%、小学5年生で63.3%、中学2年生で53.5%、「60分以上」は小学1年生で18.6%、小学5年生で33.8%、中学2年生で38.1%となっています。

非生活困難世帯と生活困難世帯の間には、有意な差は認められませんでした。

図表19 家での学習時間（全体、学年別、生活困難状況別）



図表20 家での学習時間 一人当たりの平均値（全体、学年別、生活困難状況別）



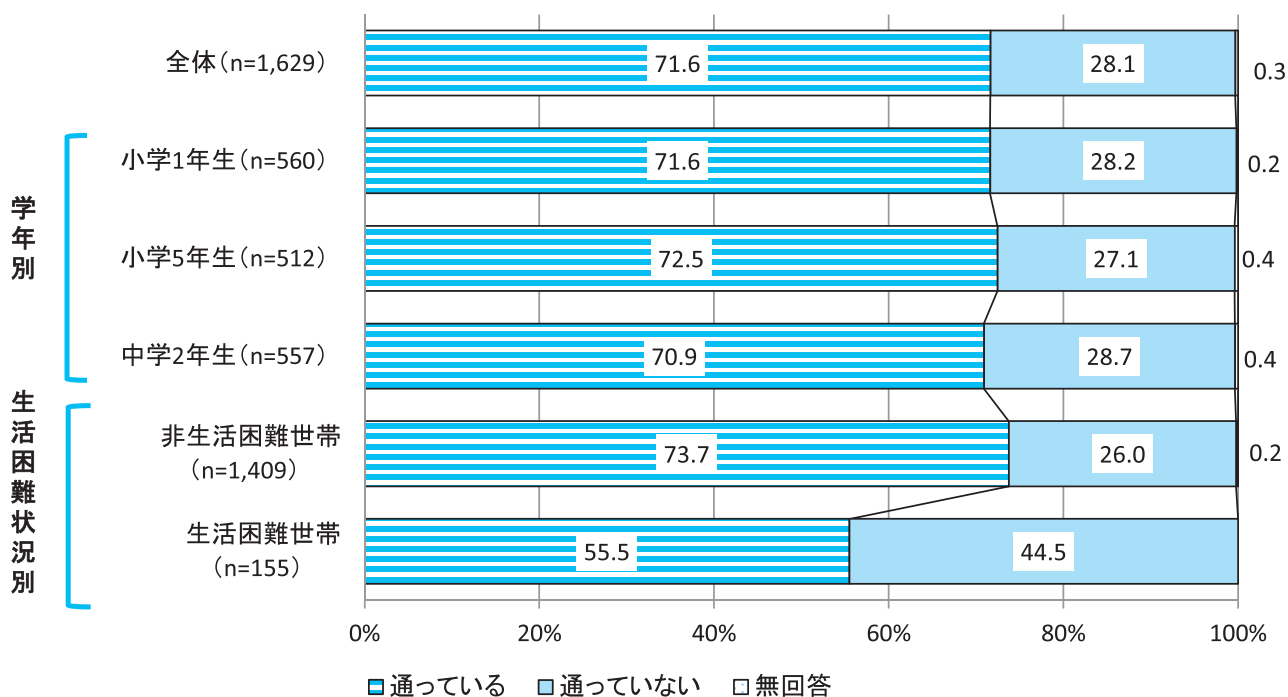
イ 学習塾や習い事について

問8 お子さんは、学習塾や習い事に通っていますか。（○は1つ）

子どもが学習塾や習い事に通っているかについては、全体では「通っている」が71.6%、「通っていない」が28.1%となっています。

生活困難状況別にみると、非生活困難世帯では「通っていない」が26.0%であるのに対し、生活困難世帯では44.5%と有意に高くなっています。

図表2-1 学習塾や習い事について（全体、学年別、生活困難状況別）



問9 希望としては、お子さんを将来どの学校まで進学させたいと思いますか。（○は1つ）

子どもの将来進学希望については、全体では「大学又は大学院」（69.5%）が最も多くなっています。

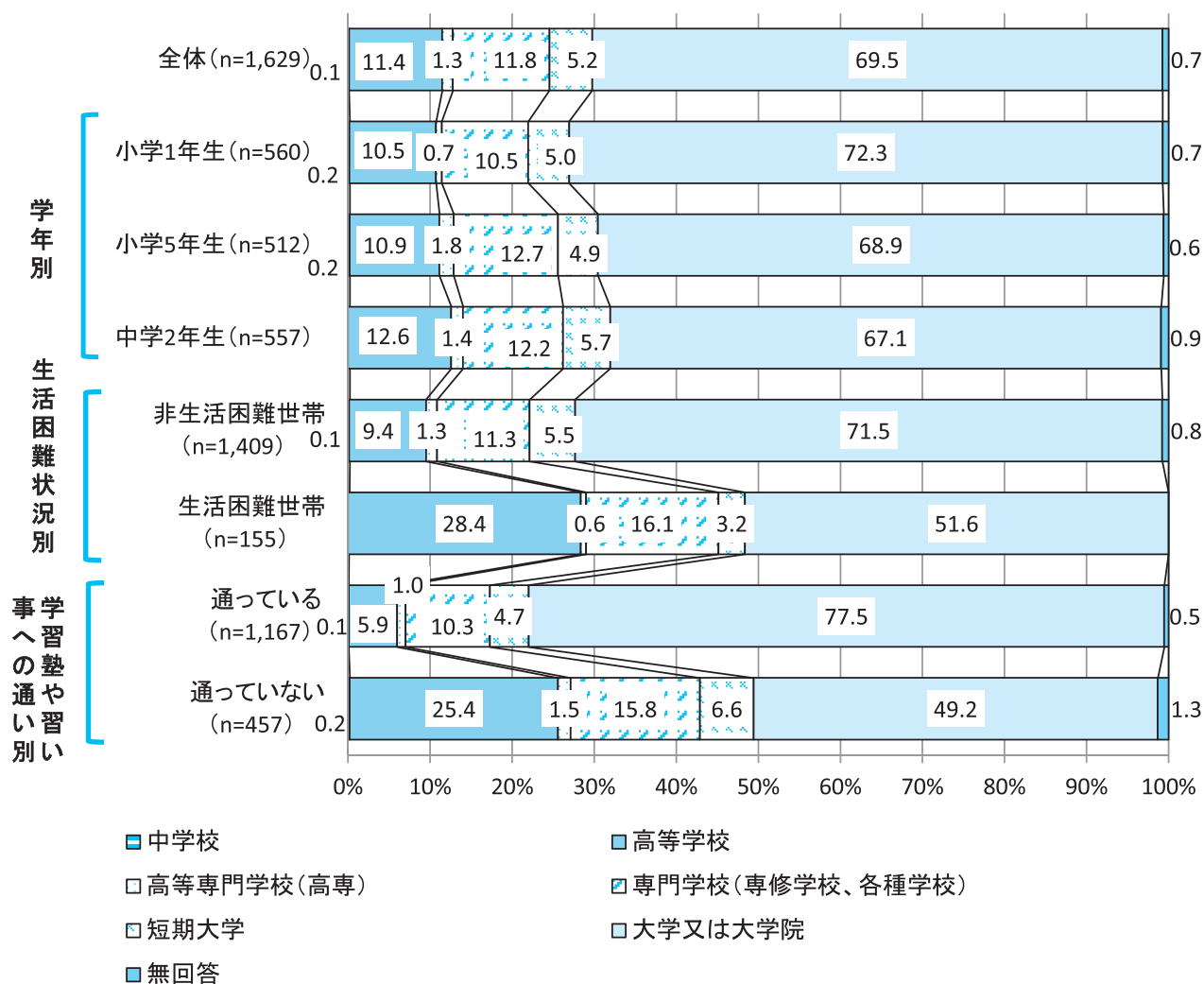
学年別にみると、どの学年においても「大学又は大学院」が最も高く、約70%となっていますが、学年が進むにつれてその割合は低下し、「高等学校」、「高等専門学校」及び「専門学校（専修学校、各種学校）」の割合が有意に高くなっています。

生活困難状況別にみると、非生活困難世帯では「大学又は大学院」（71.5%）が最も多くなっています。

一方、「生活困難世帯」では「大学又は大学院」が最も多いものの51.6%にとどまり、「高等学校」（28.4%）、「専門学校（専修学校、各種学校）」（16.1%）などの割合が非生活困難世帯と比べて有意に高くなっています。

学習塾や習い事への通い別にみると、学習塾や習い事に「通っている」では「大学又は大学院」まで進学させたい割合が77.5%です。

図表2-2 子どもの進学意向（全体、学年別、生活困難状況別）



エ 進学させる際の心配ごと

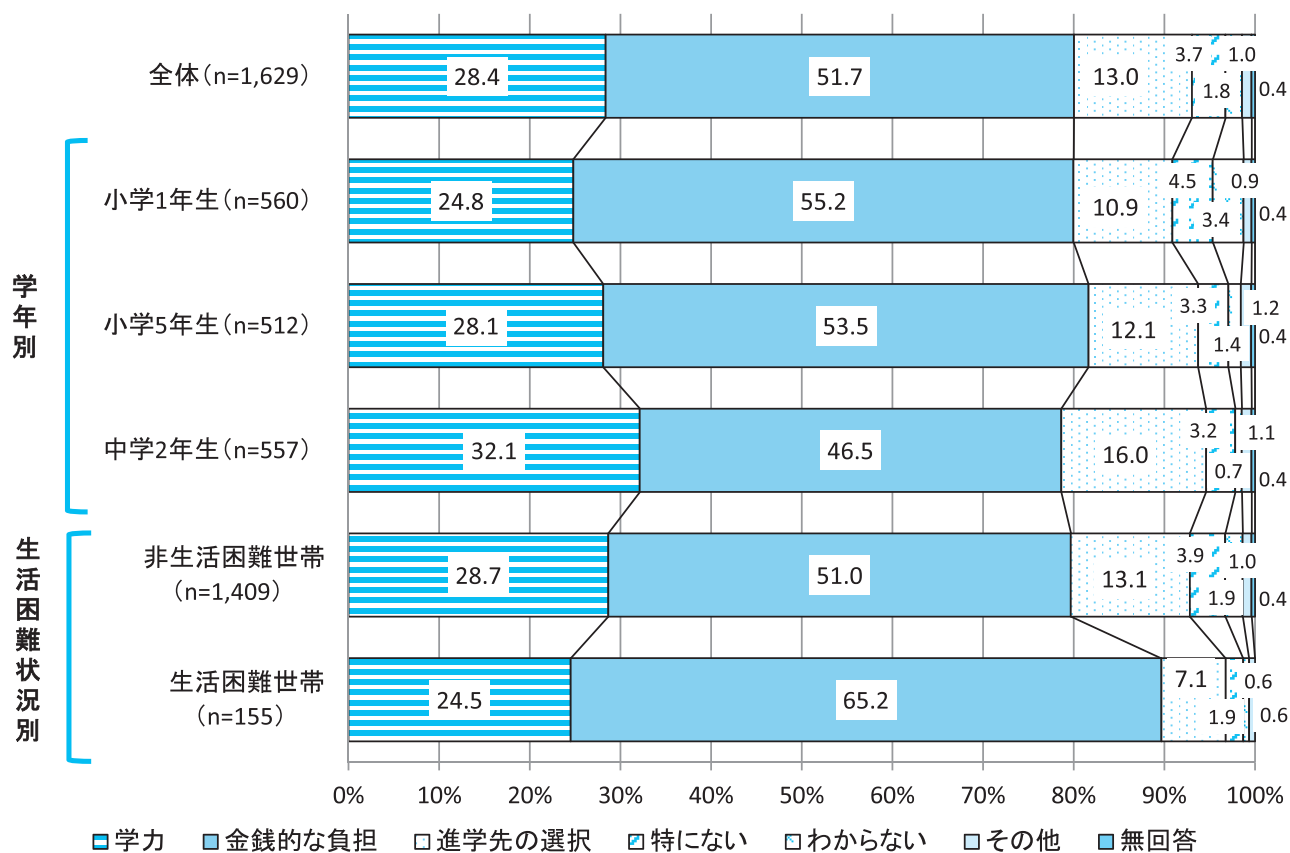
問 10 問 9 で選んだ学校に進学させる際、もっとも心配なことは何ですか。（○は1つ）

子どもを希望の学校へ進学させる際、心配なことについては、全体では「金銭的な負担」（51.7%）が最も多く、次いで「学力」（28.4%）、「進学先の選択」（13.0%）となっています。

ただし、学年が進むにつれて「金銭的な負担」の割合は低下し、「学力」、「進学先の選択」の割合が有意に高くなっています。

生活困難状況別にみると、生活困難世帯では、「金銭的な負担」が65.2%であり、非生活困難世帯の51.0%を14.2ポイント上回っています。

図表 2-3 進学させる際の心配ごと（全体、学年別、生活困難状況別）



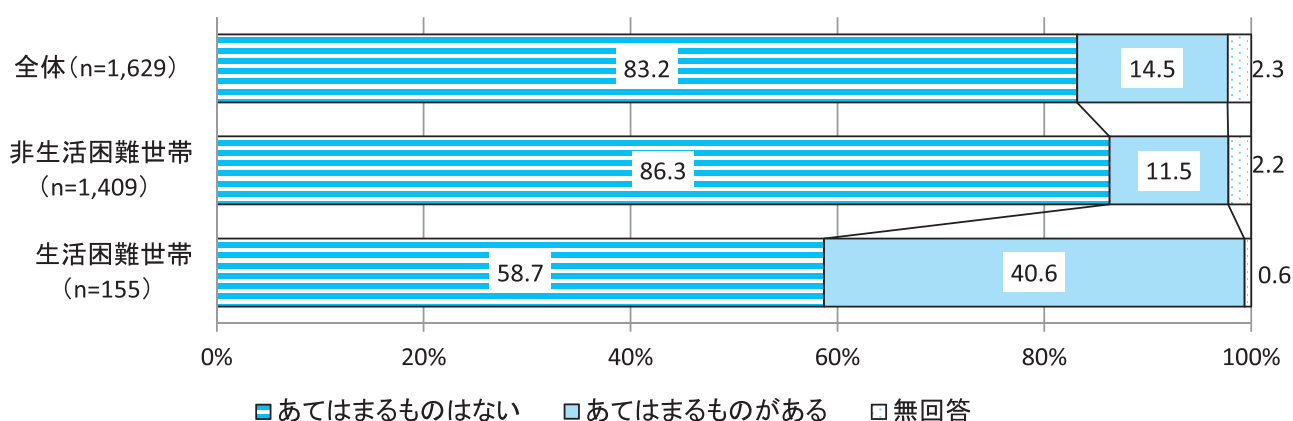
(4) 世帯の状況について

問 1 5 過去 1 年間で、必要なものが買えなかったことや、支払いが遅れたり、支払いができなかったものはありますか。（あてはまるものすべてに○）

過去 1 年間で、生活必需品や公共料金など支払いが滞ったものがあるかについては、「あてはまるものはない」が全体の 83.2% を占めています。一方、14.5% の世帯において、支払いが遅れる、支払いができなかったといった経験があります。

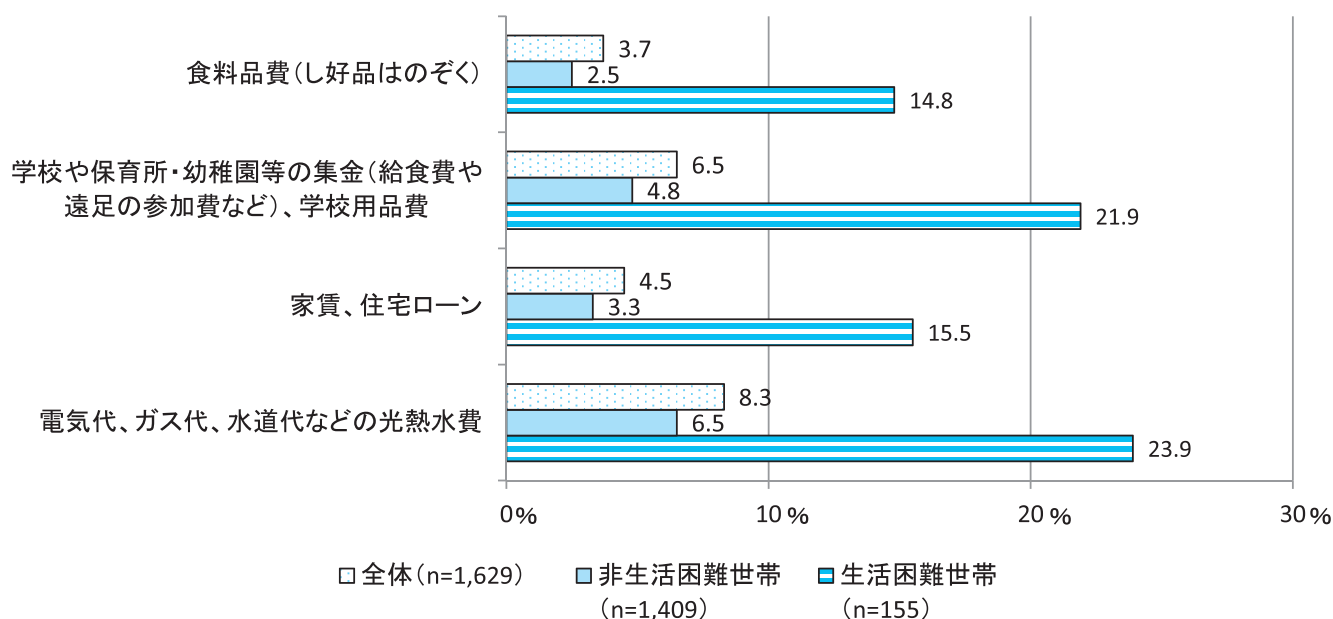
「あてはまるものがある」の割合は、非生活困難世帯で 11.5% であるのに対し、生活困難世帯では 40.6% です。

図表 2 4 過去 1 年間で、支払いが遅れたり、支払いができなかった経験（全体、生活困難状況別）



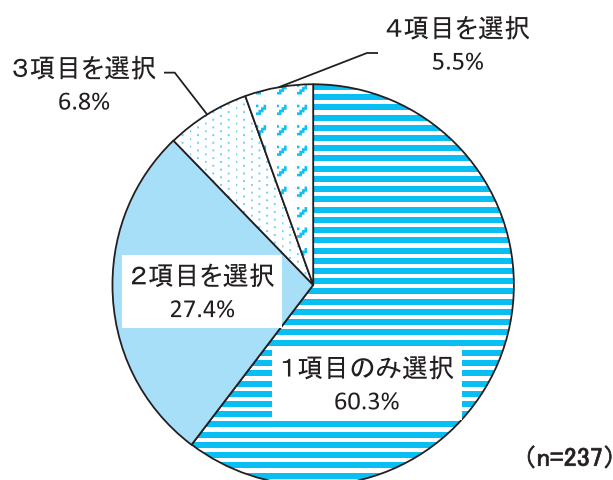
項目別にみると、生活困難世帯の 23.9% は、過去 1 年間で「電気代、ガス代、水道代などの光熱水費」の支払いが遅れたり、支払いができなかった経験があります。次いで「学校や保育所・幼稚園等の集金（給食費や遠足の参加費など）、学校用品費」が 21.9%、「家賃、住宅ローン」（15.5%）、「食料品費（し好品はのぞく）」（14.8%）の順となっています。

図表 2 5 過去 1 年間で、買えなかったものや支払いが滞ったもの（全体、生活困難状況別／複数回答）



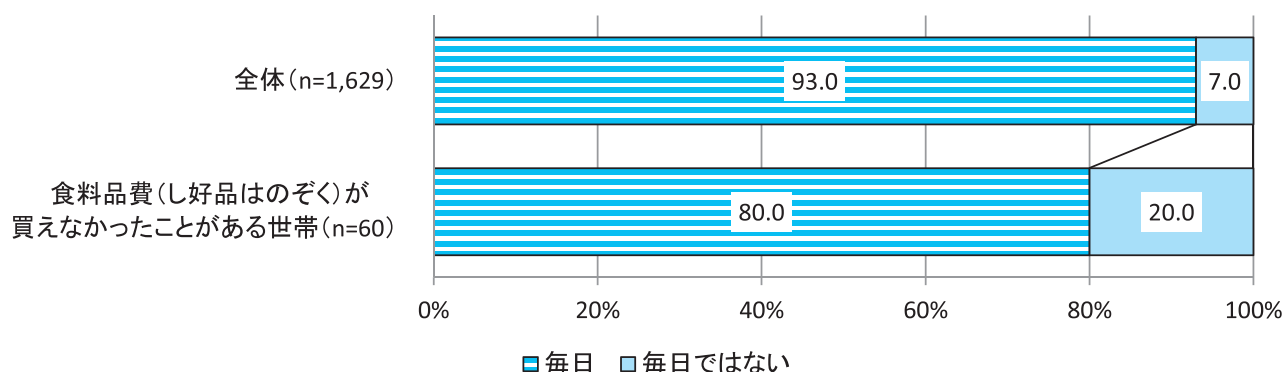
また、支払いが困難であった項目の選択状況は、次のようになっており、支払いが遅れたり、支払いができなかった経験のある世帯のうち、39.7%が複数項目を選択しています。

図表 2 6 支払いが困難であった項目の選択の状況（支払い困難な経験のある世帯）

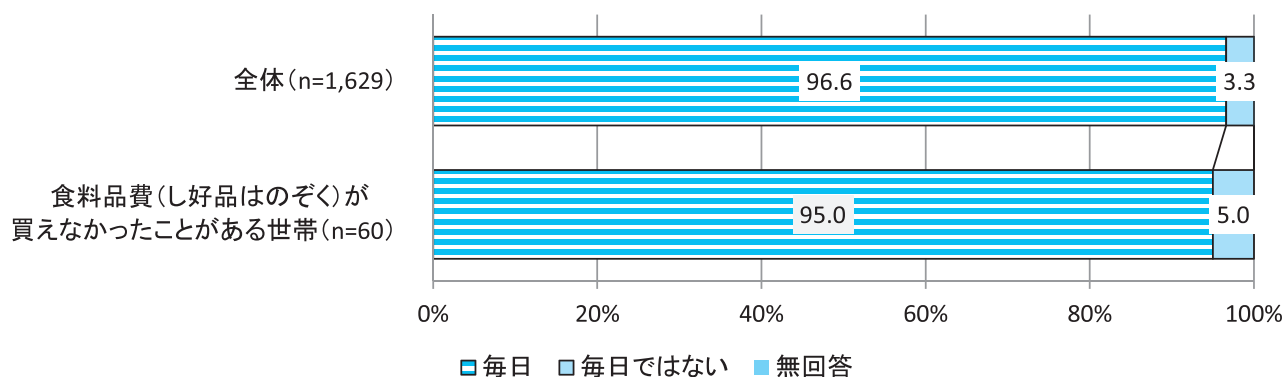


過去1年間に食料品（し好品はのぞく）が買えなかったことがある世帯で、朝食や夕食を用意する頻度は、次のようになっています。

図表 2 7 朝食を用意する頻度（全体、食料品が買えなかったことがある世帯との比較）

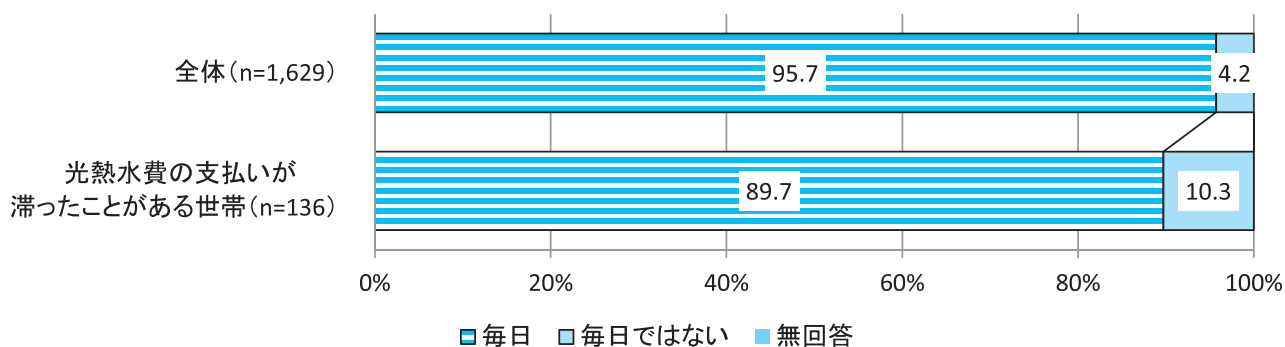


図表 2 8 夕食を用意する頻度（全体、食料品が買えなかったことがある世帯との比較）



また、過去１年間に光熱水費の支払いが滞ったことがある世帯における入浴頻度は、次のようになっています。

図表２９ お風呂に入る頻度（全体、光熱水費の支払いが滞ったことがある世帯との比較）



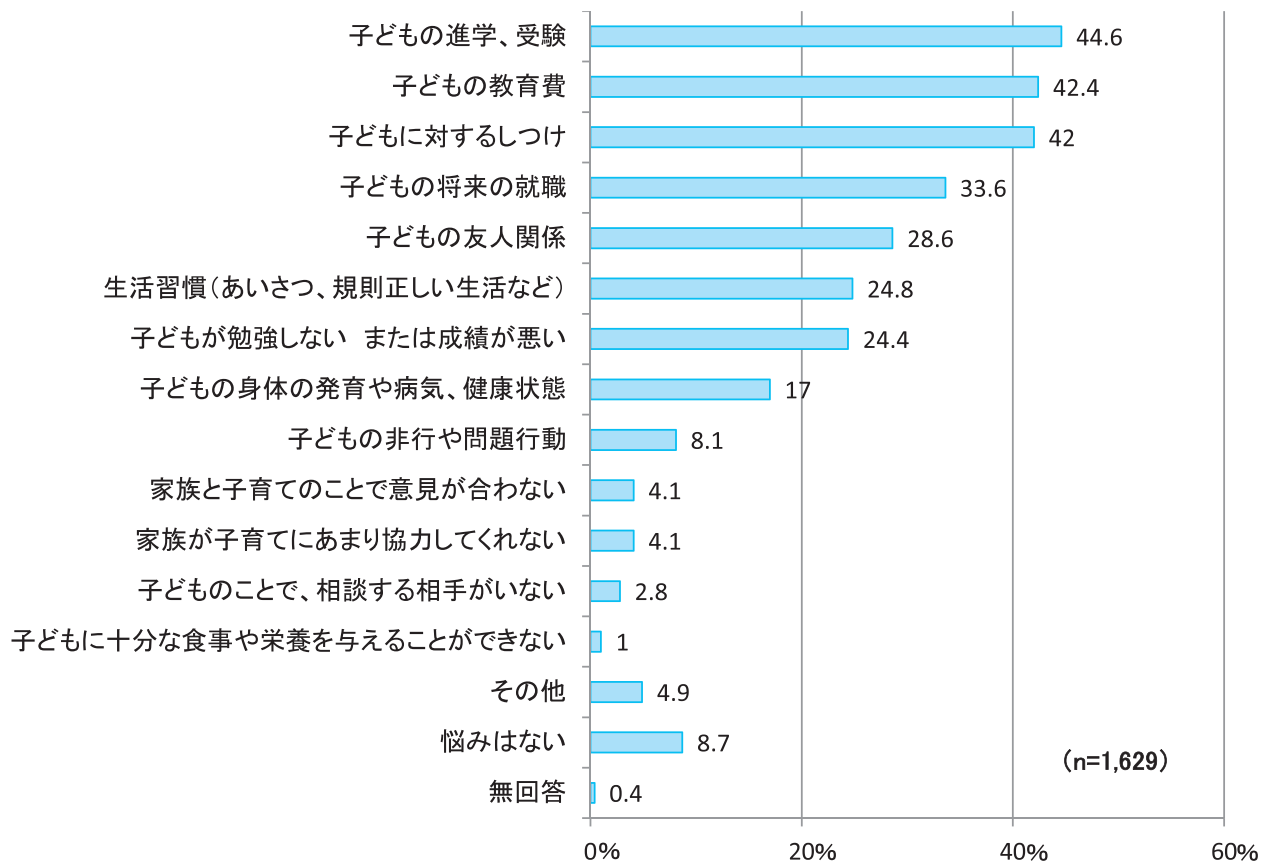
（５） 支援制度の利用状況・相談状況等について

ア 子育ての不安や悩み

問１６ 子育てをするうえで、今、不安に感じていることや悩んでいることはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

子育てをするうえでの不安や悩みについては、全体では「子どもの進学、受験」（４４．６％）が最も多くなっています。以下、「子どもの教育費」（４２．４％）、「子どもに対するしつけ」（４２．０％）、次いで「子どもの将来の就職」（３３．６％）、「子どもの友人関係」（２８．６％）となっています。

図表３０ 子育ての不安や悩み（全体／複数回答）



学年別にみると、小学1年生では「子どもに対するしつけ」や「子どもの友人関係」などが上位に、小学5年生では、「子どもの進学、受験」など勉学の悩みも上位になっています。さらに中学2年生では「子どもの進学、受験」（68.6%）の割合が突出し、次いで「子どもの将来の就職」（47.6%）と進学や就職についての不安や悩みが上位になります。「子どもの教育費」はすべての学年で上位3位以内に入っており、共通の不安、悩みとなっています。

生活困難状況別にみると、上位3項目は同じですが、その順位に差がみられます。非生活困難世帯では「子どもの進学、受験」（44.5%）が第1位ですが、生活困難世帯では「子どもの教育費」（58.7%）が第1位となっています。

なお、上位項目ではないものの、「子どもが勉強しない又は成績が悪い」、「子どもの身体の発育や病気、健康状態」、「子どもに十分な食事や栄養を与えることができない」、「子どものことで相談する相手がいない」といった悩みを抱えている人の割合は、非生活困難世帯に比べ生活困難世帯で高くなっています。

また、不安や悩みごとの数（回答選択数）の平均値は、非生活困難世帯で2.8であるのに対し、生活困難世帯は3.4とやや多くなっています。

図表3-1 子育ての不安や悩み（全体、学年別、生活困難状況別／複数回答）

※網掛けは上位3項目

		全 体	子どもに 対するしつ け	生活習慣 (あいさ つ、規則 正しい生 活など)	子どもが 勉強しな いまたは 成績が悪 い	子どもの 進学、受 験	子どもの 将来の就 職	子どもの 友人関係	子どもの 教育費	子どもの 身体が発 育や病 気、健康 状態	子どもの 非行や問 題行動	子どもに 十分な食 事や栄養 を与えるこ とができな い	家族が子 育てにあ まり協力し てくれない	家族と子 育てのこ とで意見が 合わない	子どものこ とで、相談 する相手 がいない	その他	悩みはな い	無回答
上段／回答数(件) 下段／構成比(%)																		
全体		1,629	684	404	397	726	548	466	691	277	132	16	66	67	45	80	141	6
		100	42.0	24.8	24.4	44.6	33.6	28.6	42.4	17.0	8.1	1.0	4.1	4.1	2.8	4.9	8.7	0.4
学年別	小学1年生	560	313	159	97	149	123	164	236	95	51	6	25	25	15	34	55	2
		100	55.9	28.4	17.3	26.6	22.0	29.3	42.1	17.0	9.1	1.1	4.5	4.5	2.7	6.1	9.8	0.4
	小学5年生	512	213	132	124	195	160	142	210	94	45	6	17	23	16	28	47	2
		100	41.6	25.8	24.2	38.1	31.3	27.7	41.0	18.4	8.8	1.2	3.3	4.5	3.1	5.5	9.2	0.4
	中学2年生	557	158	113	176	382	265	160	245	88	36	4	24	19	14	18	39	2
		100	28.4	20.3	31.6	68.6	47.6	28.7	44.0	15.8	6.5	0.7	4.3	3.4	2.5	3.2	7.0	0.4
生活困難 状況別	非生活困難世帯	1,409	585	345	325	627	469	406	585	225	112	8	61	59	30	69	125	5
		100	41.5	24.5	23.1	44.5	33.3	28.8	41.5	16.0	7.9	0.6	4.3	4.2	2.1	4.9	8.9	0.4
	生活困難世帯	155	66	39	53	74	60	45	91	40	15	8	4	6	13	8	6	-
		100	42.6	25.2	34.2	47.7	38.7	29.0	58.7	25.8	9.7	5.2	2.6	3.9	8.4	5.2	3.9	-

図表3-2 不安や悩みごとの数 一人当たり平均値（全体、生活困難状況別）



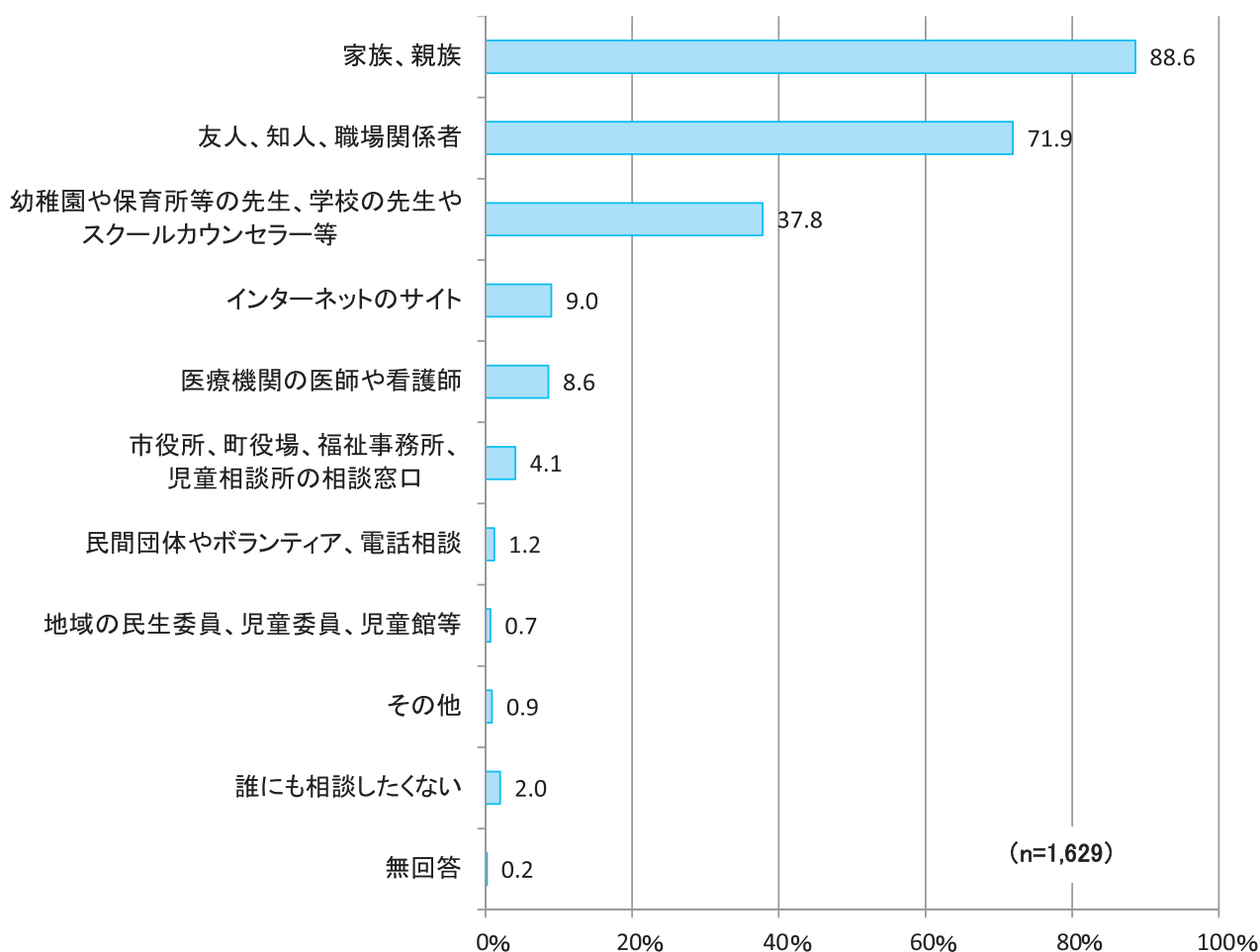
イ 子育ての不安や悩みの相談先

問17 子育てをするうえで困ったり、悩んだとき、だれ（どこ）に相談しようと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）

子育てをするうえでの不安や悩みの相談先については、全体では「家族、親族」（88.6%）が最も多くなっています。次いで「友人、知人、職場関係者」（71.9%）、「幼稚園や保育所等の先生、学校の先生やスクールカウンセラー等」（37.8%）が主な相談先です。

一方、それ以外の相談窓口は、上位3項目に比べると低い割合になっています。

図表33 子育ての不安や悩みの相談先（全体／複数回答）



学年別、家族構成別、生活困難状況別にみると、すべての区分で上位3項目は一致しています。家族構成別では、「家族、親族」に相談する人の割合は、「夫婦と子のみの世帯」では90.8%、「三世帯世帯」で89.7%であるのに対し、「ひとり親と子のみの世帯」では72.5%、「その他の世帯」では68.8%となっています。

また、「誰にも相談したくない」の割合は、「ひとり親と子のみの世帯」で3.3%、「その他世帯」で6.3%となっています。

生活困難状況別にみると、家族構成別と同様に「家族、親族」に相談する人の割合に差がみられ、非生活困難世帯では90.2%、生活困難世帯では72.9%と、生活困難世帯が17.3ポイント下回っています。

図表 3 4 子育ての不安や悩みの相談先（全体、学年別、生活困難状況別／複数回答）

※網掛けは上位3項目

上段／回答数(件) 下段／構成比(%)		全 体	家族、親 族	友人、知 人、職場 関係者	幼稚園や 保育所等 の先生、 学校の先 生やス クールカ ウンセラ ー等	地域の民 生委員、 児童委 員、児童 館等	市役所、 町役場、 福祉事務 所、児童 相談所の 相談窓口	民間団体 やボラン ティア、電 話相談	医療機関 の医師や 看護師	インター ネットのサ イト	その他	誰にも相 談したくない	無回答
全体		1,629	1,444	1,172	615	11	67	19	140	147	14	33	3
		100	88.6	71.9	37.8	0.7	4.1	1.2	8.6	9.0	0.9	2.0	0.2
学年別	小学1年生	560	499	420	279	8	21	10	66	65	2	15	1
		100	89.1	75.0	49.8	1.4	3.8	1.8	11.8	11.6	0.4	2.7	0.2
	小学5年生	512	462	353	172	2	27	1	44	41	6	9	2
		100	90.2	68.9	33.6	0.4	5.3	0.2	8.6	8.0	1.2	1.8	0.4
	中学2年生	557	483	399	164	1	19	8	30	41	6	9	-
		100	86.7	71.6	29.4	0.2	3.4	1.4	5.4	7.4	1.1	1.6	-
家族 構成別	夫婦と子 のみの世帯	1,289	1,170	945	504	11	45	12	108	115	9	21	3
		100	90.8	73.3	39.1	0.9	3.5	0.9	8.4	8.9	0.7	1.6	0.2
	ひとり親と子 のみの世帯	153	111	107	42	-	15	4	12	17	2	5	-
		100	72.5	69.9	27.5	-	9.8	2.6	7.8	11.1	1.3	3.3	-
	三世帯世帯	165	148	114	61	-	6	3	19	14	3	4	-
		100	89.7	69.1	37.0	-	3.6	1.8	11.5	8.5	1.8	2.4	-
生活困難 状況別	その他の世帯	16	11	4	7	-	1	-	1	-	-	1	-
		100	68.8	25.0	43.8	-	6.3	-	6.3	-	-	6.3	-
	非生活困難世帯	1,409	1,271	1,031	540	10	50	16	120	125	13	19	3
		100	90.2	73.2	38.3	0.7	3.5	1.1	8.5	8.9	0.9	1.3	0.2
	生活困難世帯	155	113	105	45	-	12	1	15	17	1	11	-
		100	72.9	67.7	29.0	-	7.7	0.6	9.7	11.0	0.6	7.1	-

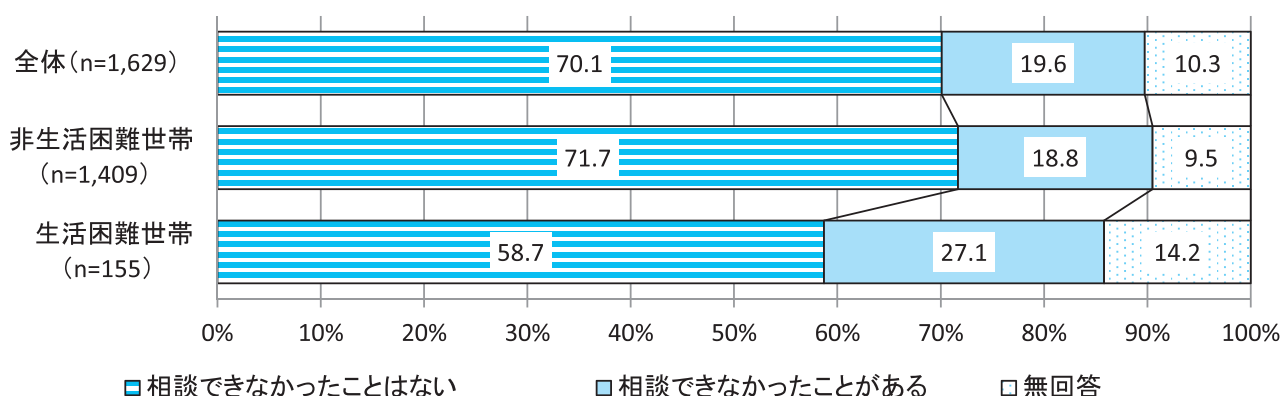
ウ 子育ての不安や悩みが相談できなかった経験

問 1 8 子育てのことで相談しようと思ったが、相談できなかったことはありますか。ある場合、相談できなかった理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

子育ての不安や悩みが相談できなかった経験の有無については、19.6%の人が「相談したくてもできなかった経験がある」としています。

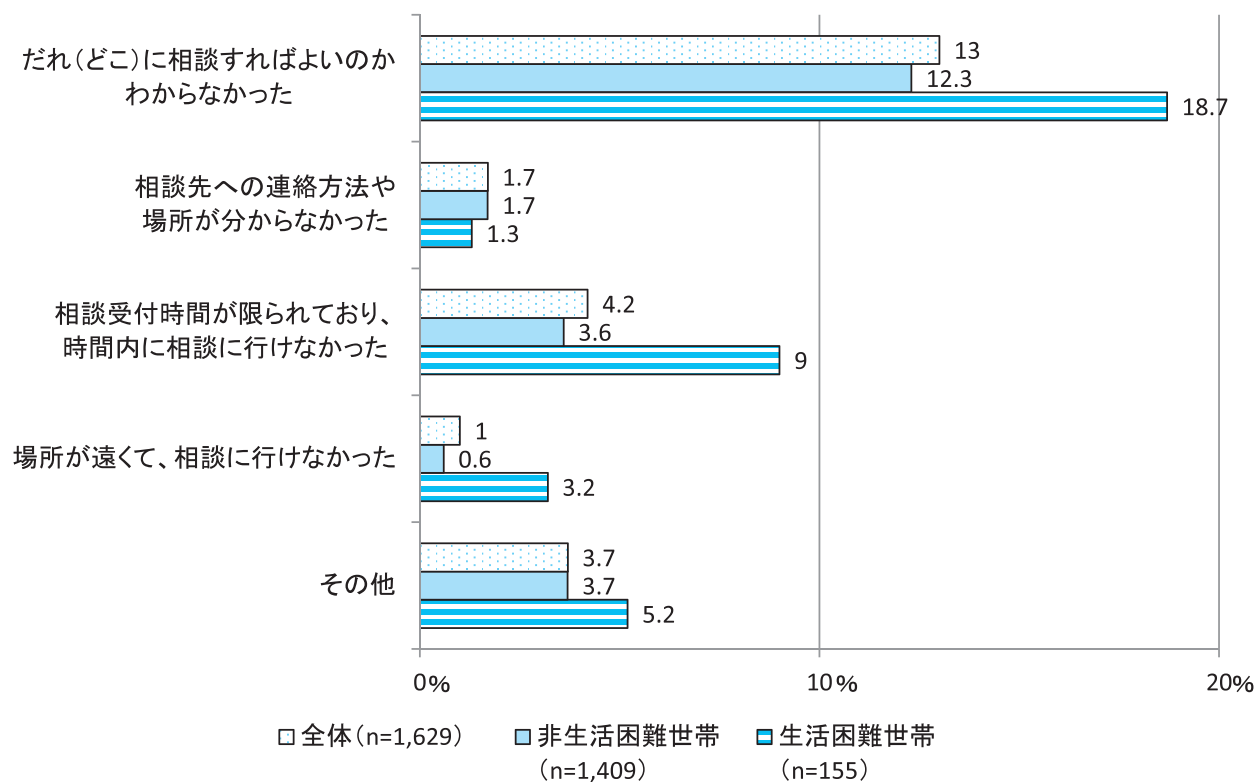
生活困難状況別にみると、「相談したくてもできなかった経験がある」の割合は、非生活困難世帯で18.8%、生活困難世帯で27.1%です。

図表 3 5 子育ての不安や悩みが相談できなかった経験（全体、生活困難状況別）



相談できなかった理由としては、「だれ（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」が最も多く、また、その割合を生活困難状況別にみると、非生活困難世帯（12.3%）に比べて、生活困難世帯（18.7%）で高くなっています。

図表36 子育ての不安や悩みが相談できなかった理由（全体、生活困難状況別／複数回答）

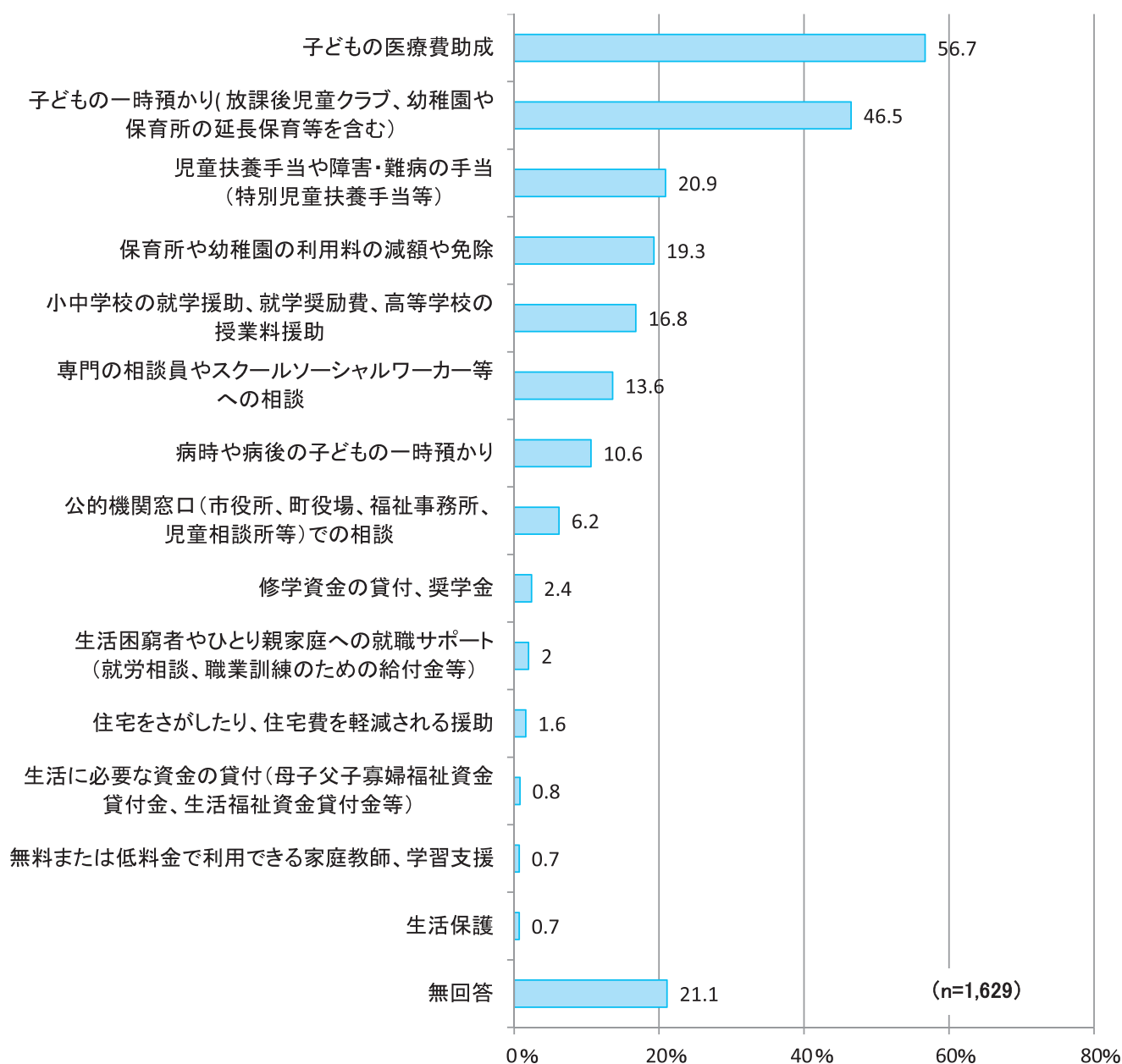


問 19 あなたは、次のものについて、これまでに実際に利用したことがありますか。また、よかったと思う制度はどのようなものですか。（あてはまるものすべてに○）

【利用状況について】

子育てに関する制度の利用状況については、全体では「子どもの医療費助成」（56.7%）が最も多く、次いで「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）」（46.5%）が主に利用されています。

図表 37 子育てに関する制度の利用経験（全体／複数回答）



学年別、生活困難状況別にみると、第1位はいずれも「子どもの医療費助成」です。第2位は、生活困難世帯を除き、「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）」ですが、生活困難世帯では、「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助」（51.0％）となっています。

また、生活困難世帯では上位5項目のすべての割合が30％以上となっており、子育てに関する制度の利用者の割合が、非生活困難世帯より高くなっています。

図表38 子育てに関する制度の利用状況（全体、学年別、生活困難状況別／複数回答）

※上位5項目／単位（％）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
全体(n=1,629)		子どもの医療費助成	子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）	児童扶養手当や障害・難病の手当（特別児童扶養手当等）	保育所や幼稚園の利用料の減額や免除	小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助	
		56.7	46.5	20.9	19.3	16.8	
学年別	小学1年生 (n=560)	子どもの医療費助成	子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）	保育所や幼稚園の利用料の減額や免除	児童扶養手当や障害・難病の手当（特別児童扶養手当等）	専門の相談員やスクールソーシャルワーカー等への相談	病時や病後の子どもの一時預かり
		58.8	54.5	22.3	19.3	11.8	11.8
	小学5年生 (n=512)	子どもの医療費助成	子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）	保育所や幼稚園の利用料の減額や免除	児童扶養手当や障害・難病の手当（特別児童扶養手当等）	小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助	
		61.1	45.7	20.3	20.1	17.4	
	中学2年生 (n=557)	子どもの医療費助成	子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）	児童扶養手当や障害・難病の手当（特別児童扶養手当等）	小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助	保育所や幼稚園の利用料の減額や免除	
		50.4	39.3	23.2	22.3	15.4	
生活困難状況別	非生活困難世帯 (n=1,409)	子どもの医療費助成	子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）	児童扶養手当や障害・難病の手当（特別児童扶養手当等）	保育所や幼稚園の利用料の減額や免除	小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助	
		56.9	47.9	19.0	17.9	13.3	
	生活困難世帯 (n=155)	子どもの医療費助成	小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料援助	子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）	児童扶養手当や障害・難病の手当（特別児童扶養手当等）	保育所や幼稚園の利用料の減額や免除	
		60.6	51.0	39.4	38.1	34.2	

また、食料品費、学校等の集金や家賃・住宅ローン、光熱水費などの支払いが滞ったことがある人が支援制度を利用できているかについてみると、関連する支援制度の利用割合は全体に比べて高くなっているものの、利用率は高くても30%から40%程度にとどまっています。

ただし、各支援制度については利用条件が定まっていることから、支払いが困難であったすべての世帯が当該支援制度を利用できるものではないことに注意する必要があります。

図表39 過去1年間で支払いが滞ったことがあるものと支援制度の利用状況について

※網掛けは、支払いが滞った項目と関連する支援制度の利用割合

上段／回答数(件) 下段／構成比(%)	全 体	専門の相談員 やスクール ソーシャルワ ーカー等への相 談	保育所や幼稚 園の利用料の 減額や免除	小中学校の就 学援助、就学 奨励費、高等 学校の授業料 援助	修学資金の貸 付、奨学金	無料または低 料金で利用で きる家庭教 師、学習支援	公的機関窓口 での相談	子どもの一時 預かり
全 体	1,629	221	315	273	39	12	101	758
	100	13.6	19.3	16.8	2.4	0.7	6.2	46.5
食料品費(し好品は除く)	60	10	21	34	5	1	9	25
	100	16.7	35.0	56.7	8.3	1.7	15.0	41.7
学校や保育所・幼稚園等 の集金など学校用品費	106	23	37	48	7	3	17	55
	100	21.7	34.9	45.3	6.6	2.8	16.0	51.9
家賃、住宅ローン	74	14	23	33	5	1	7	40
	100	18.9	31.1	44.6	6.8	1.4	9.5	54.1
電気代、ガス代、水道代 などの光熱水費	136	28	42	52	10	1	20	63
	100	20.6	30.9	38.2	7.4	0.7	14.7	46.3

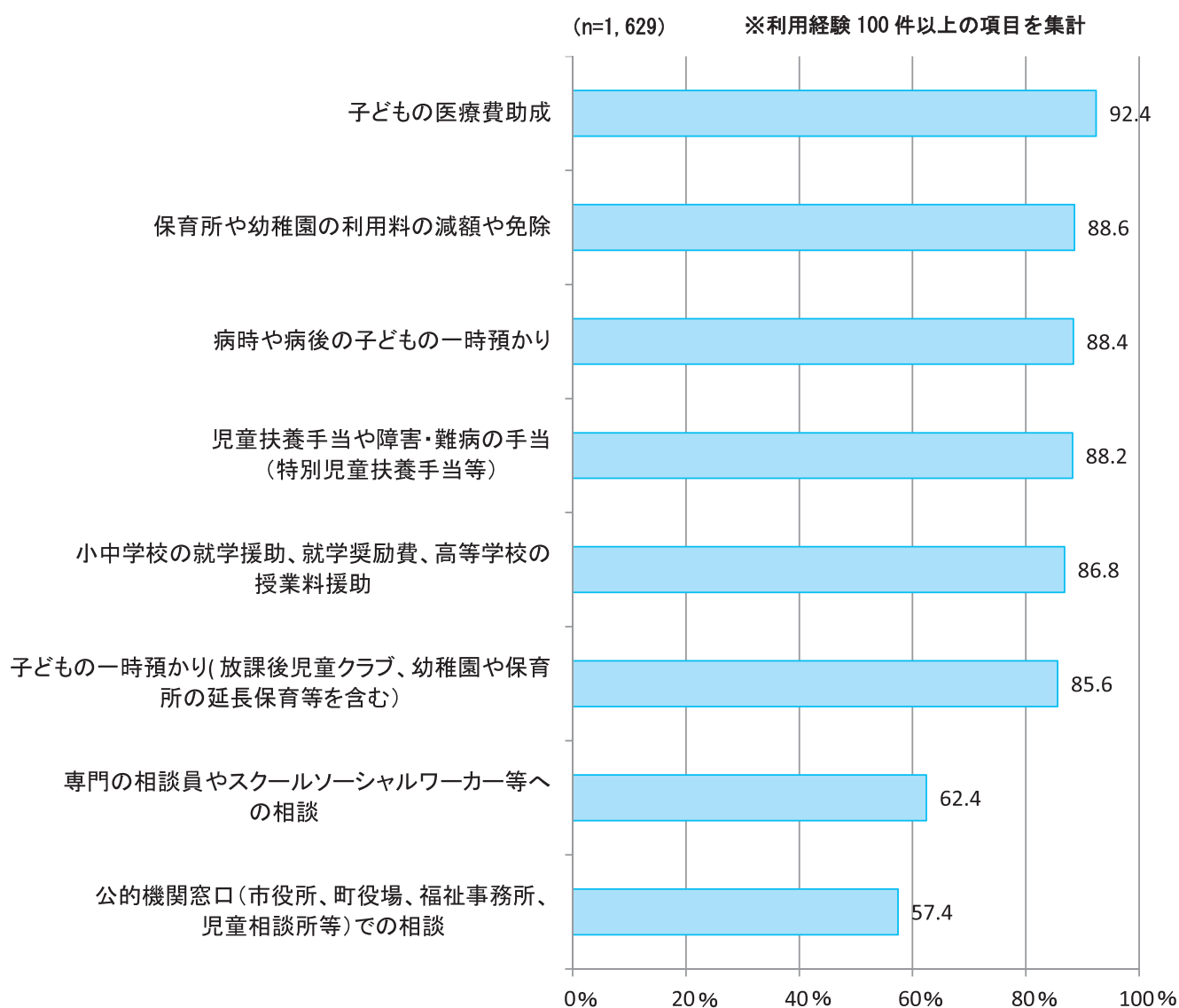
上段／回答数(件) 下段／構成比(%)	病時や病後の 子どもの一時 預かり	住宅をさがしたり、 住宅費を軽減される援助	生活保護	生活困窮者や ひとり親家庭 への就職サ ポート	子どもの医療 費助成	児童扶養手当 や障害・難病 の手当	生活に必要な 資金の貸付	無回答
全 体	172	26	11	32	923	340	13	343
	10.6	1.6	0.7	2.0	56.7	20.9	0.8	21.1
食料品費(し好品は除く)	10	2	4	7	36	18	1	5
	16.7	3.3	6.7	11.7	60.0	30.0	1.7	8.3
学校や保育所・幼稚園等 の集金など学校用品費	22	3	0	6	65	31	3	14
	20.8	2.8	0.0	5.7	61.3	29.2	2.8	13.2
家賃、住宅ローン	11	4	0	6	42	23	4	10
	14.9	5.4	0.0	8.1	56.8	31.1	5.4	13.5
電気代、ガス代、水道代 などの光熱水費	17	5	5	8	69	38	5	19
	12.5	3.7	3.7	5.9	50.7	27.9	3.7	14.0

【満足度について（利用した制度のうち、高評価の制度）】

実際に制度を利用したことがある人のうち、利用してよかったとの回答割合が高い高評価の制度（満足度）をみると、「子どもの医療費助成」及び「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」は利用経験者が多く、また、満足度も約90%となっており、最も高評価の制度といえます。

また、「病時や病後の一時預かり」は、利用経験では「小学1年生」以外の区分では上位5位までに入っていませんが、利用者の多い「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む）」に比べておおむね満足度が高く、特に生活困難世帯における満足度は100%です。

図表40 子育てに関する制度の満足度（全体／複数回答）



図表４１ 子育てに関する制度のうち、利用してよかったもの
(全体、学年別、生活困難状況別／複数回答)

網掛け…利用度の高い上位5項目、太字…満足度の高い上位5項目(「全体」については利用経験100件以上の項目を集計)

上段／回答数(件) 中断／回答数(件) 下段／満足度(%)		専門の相談員や スクールソーシャル ワーカー等への 相談	保育所や幼稚園 の利用料の減額 や免除	小中学校の就学 援助、就学奨励 費、高等学校の 授業料援助	修学資金の貸 付、奨学金	無料または低料 金で利用できる 家庭教師、学習 支援	公的機関窓口で の相談	子どもの一時預 かり
全 体	利用した制度	221	315	273	39	12	101	758
	利用してよかった制度	138	279	237	28	12	58	649
	満足度	62.4	88.6	86.8	71.8	100.0	57.4	85.6
学年別	小学1年生	利用した制度	66	125	60	8	3	305
		利用してよかった制度	43	114	52	5	2	274
		満足度	65.2	91.2	86.7	62.5	66.7	89.8
	小学5年生	利用した制度	64	104	89	7	4	234
		利用してよかった制度	44	91	78	5	4	198
		満足度	68.8	87.5	87.6	71.4	100.0	84.6
	中学2年生	利用した制度	91	86	124	24	5	219
		利用してよかった制度	51	74	107	18	6	177
		満足度	56.0	86.0	86.3	75.0	-	80.8
生活困難 状況別	非生活困難 世帯	利用した制度	186	252	187	23	7	675
		利用してよかった制度	114	223	159	15	7	579
		満足度	61.3	88.5	85.0	65.2	100.0	85.8
	生活困難世帯	利用した制度	25	53	79	13	5	61
		利用してよかった制度	18	48	71	11	5	52
		満足度	72.0	90.6	89.9	84.6	100.0	85.2

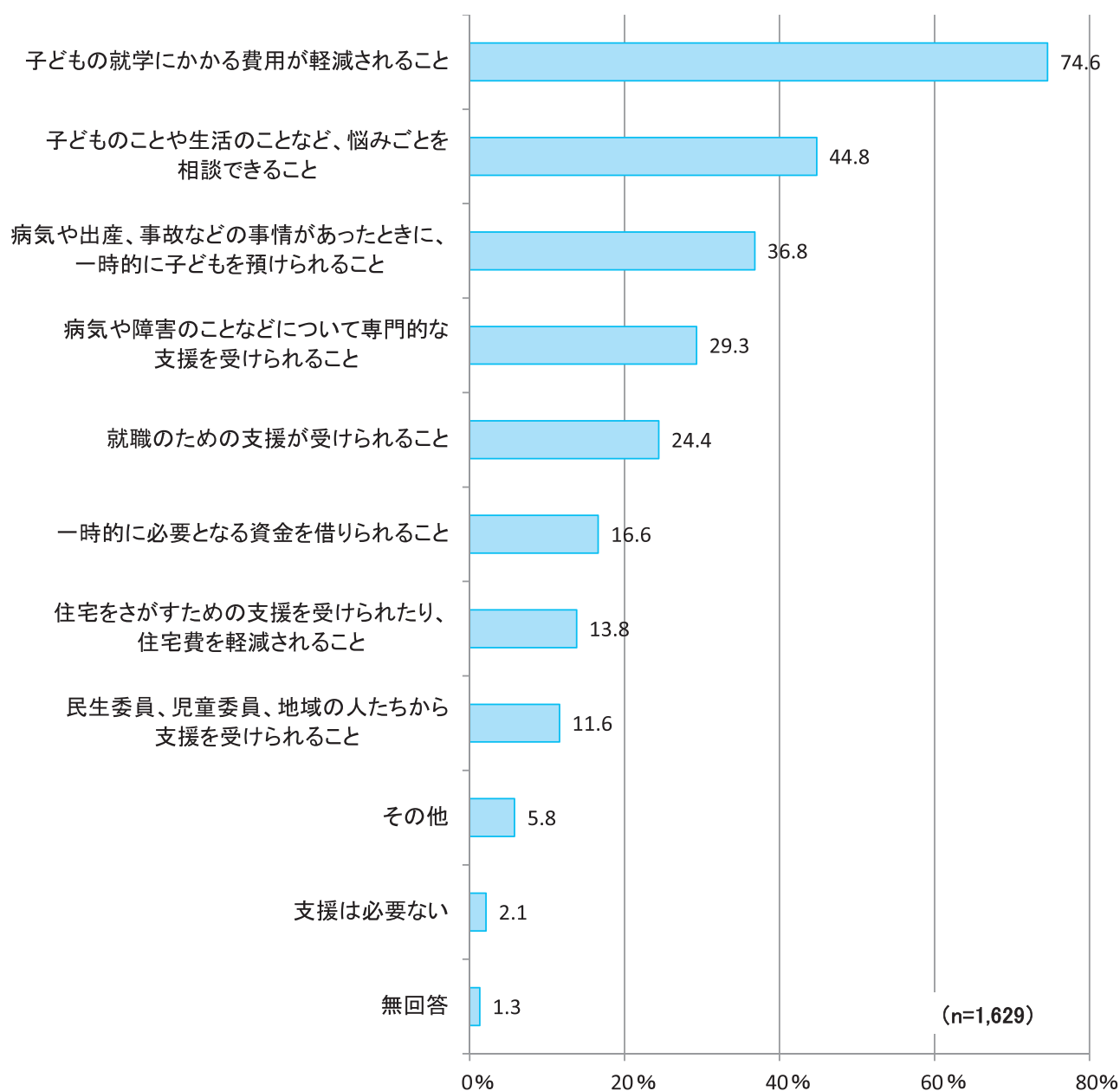
上段／回答数(件) 中断／回答数(件) 下段／満足度(%)		病時や病後の子 どもの一時預か り	住宅をさがした り、住宅費を軽 減される援助	生活保護	生活困窮者やひ と親家庭への 就職サポート	子どもの医療費 助成	児童扶養手当や 障害・難病の手 当	生活に必要な資 金の貸付
全 体	利用した制度	172	26	11	32	923	340	13
	利用してよかった制度	152	19	9	23	853	300	10
	満足度	88.4	73.1	81.8	71.9	92.4	88.2	76.9
学年別	小学1年生	利用した制度	66	11	4	13	329	2
		利用してよかった制度	58	7	3	10	304	1
		満足度	87.9	63.6	75.0	76.9	92.4	50.0
	小学5年生	利用した制度	58	5	6	8	313	5
		利用してよかった制度	51	4	5	4	282	5
		満足度	87.9	80.0	83.3	50.0	90.1	100.0
	中学2年生	利用した制度	48	10	1	11	281	6
		利用してよかった制度	43	8	1	9	267	4
		満足度	89.6	80.0	100.0	81.8	95.0	66.7
生活困難 状況別	非生活困難 世帯	利用した制度	149	20	1	17	802	6
		利用してよかった制度	129	14	1	12	743	4
		満足度	86.6	70.0	100.0	70.6	92.6	66.7
	生活困難世帯	利用した制度	18	6	8	12	94	6
		利用してよかった制度	18	5	6	9	88	5
		満足度	100.0	83.3	75.0	75.0	93.6	83.3

オ 子育てをするうえで必要・重要だと思う施策

問20 あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。（あてはまるものすべてに○）

子育てをするうえで、必要・重要だと思う支援については、全体では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」（74.6%）が最も多く、その割合は突出しています。次いで「子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること」（44.8%）、「病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること」（36.8%）となっています。

図表4-2 子育てをするうえで必要・重要だと思う施策（全体／複数回答）



学年別、生活困難状況別にみると、すべての区分で上位3項目は一致しています。

生活困難世帯では「一時的に必要な資金を借りられること」が27.1%で「病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること」と第5位タイとなっています。

図表4-3 子育てをするうえで必要・重要だと思う施策（全体、学年別、生活困難状況別／複数回答）

※上位5項目／単位(%)

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体(n=1,629)		子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	就職のための支援が受けられること
		74.6	44.8	36.8	29.3	24.4
学年別	小学1年生(n=560)	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	就職のための支援が受けられること
		75.4	47.3	43.0	28.8	25.9
	小学5年生(n=512)	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	就職のための支援が受けられること
		74.2	43.9	34.8	31.4	25.0
	中学2年生(n=557)	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	就職のための支援が受けられること
		74.3	42.9	32.5	27.8	22.3
生活困難状況別	非生活困難世帯(n=1,409)	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	就職のための支援が受けられること
		73.8	44.7	37.3	29.1	23.9
	生活困難世帯(n=155)	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があったときに、一時的に子どもを預けられること	就職のための支援が受けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること
		87.1	46.5	35.5	29.7	27.1

高松市子どもの貧困対策推進計画

発行年月：平成30年3月

発行：高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2354

FAX：087-839-2379